

文教福祉常任委員会会議録

〔令和 6 年 9 月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和6年9月10日(火) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	認 定 第 5 号	令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	高齢者支援課	4
	議 案 第51号	令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	高齢者支援課	15
	認 定 第 4 号	令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について	学校教育課	17
	議 案 第50号	令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算(第1号)について	学校教育課	22
	議 案 第46号	財産(物品)の取得について	学校給食課	24
	陳情・要望等 第8号	ワクチン接種に関する関係文書の保存期間延長を求める陳情について	健康推進課	28
	所管事務 報 告	筑紫地区休日在宅当番医における産婦人科の設置中止について	健康推進課	31
	請 願 第 1 号 (継続審査)	高齢難聴者の補聴器購入への助成を求める請願について	—	34
	所管事務 調 査	子どもの権利侵害救済について	こども政策課	44
	所管事務 報 告	介護サービス事業者に対する行政処分について	高齢者支援課	49
	所管事務 報 告	令和6年度 敬老の日事業について	高齢者支援課	54
	所管事務 調 査 (第七次総分)	地域の助け合いについて	高齢者支援課	55
	所管事務 報 告	地域学校協働活動事業について	生涯学習課	61
	所管事務 報 告	教職員の配置状況について	学校教育課	66

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和6年9月10日(火) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
	所管事務報告	部活動の地域移行について	学校教育課	72
	所管事務報告	ICT教育の進捗状況について	学校教育課	75
	所管事務報告	特別支援教育の状況について	学校教育課	77
	—	行政視察の実施について	—	83

令和6年第4回（9月）筑紫野市議会定例会 文教福祉常任委員会

○日 時

令和6年9月10日（火）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 西村和子
委員 原口政信
委員 檜木孝一
委員 春口茜

副委員長 坂口勝彦
委員 古賀新悟
委員 吉村陽一

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（10名）

議員 八尋一男
議員 上村和男
議員 佐々木忠孝
議員 宮崎吉弘
議員 田中允

議員 白石卓也
議員 山本加奈子
議員 赤司祥一
議員 段下季一郎
議員 辻本美恵子

○一般傍聴者（7名）

○出席説明員（19名）

こども部長 嘉村千穂
こども政策担当係長 原田典忠
健康推進課長 毛利早希
健康企画担当係長 松尾美琴
介護保険担当係長 荒尾正
高齢者福祉担当主任 藤田斉
学校教育課長 江中誠
教育指導担当係長 山下勝
生涯学習・青少年担当係長 野美山毅士

こども政策課長 岡嶋桐子
健康福祉部長 濱崎博文
健康推進課長補佐 山田真理子
高齢者支援課長 谷昌義
指定指導担当係長 平嶋亮
教育部長 長澤龍彦
学校教育担当係長 鶴澤宏
生涯学習課長 檜木理恵
学校給食課長 八尋優一

共同調理場担当係長 田 中 宏一郎

○出席事務局職員（3名）

局	長	荒 金	達	課	長	高 木 美智子
主	査	森	敬			

開会 午前10時00分

○委員長（西村和子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件をお諮りいたします。

初めに、10名の議員が委員会の傍聴に出席していらっしゃいますので、先に御報告いたします。

続いて、本常任委員会に一般市民の方1名より委員会審査の傍聴の申出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。事務局は入室の案内をお願いします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議に入ります前に念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、指名を受けた後に、マイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

また、携帯電話等をお持ちの方は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか4件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

それでは、議題に入ります前に、濱崎部長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） おはようございます。健康福祉部の濱崎でございます。

本日、健康福祉部につきましては、認定及び議案各1件、それと所管事務報告4件、そ

れと陳情 1 件について御審議をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、説明職員として出席しております高齢者支援課職員の自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） おはようございます。高齢者支援課の谷と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく高齢者支援課介護保険担当係長をしております荒尾と申します。よろしくお願いいたします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 同じく高齢者支援課指定指導担当係長の平嶋です。よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉担当主任（藤田 斉君） 同じく高齢者支援課高齢者福祉担当主任の藤田です。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、認定第 5 号、令和 5 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について、執行部から説明をお願いいたします。

谷課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 認定第 5 号、令和 5 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきます。

最初に、本市の介護保険事業の状況を説明いたします。

文教福祉常任委員会説明資料の 2 ページ、タブレットの 2 ページをお開き願います。

令和 5 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の円グラフを示しております。

歳入総額は 75 億 3,052 万 3,319 円でございます。主な内訳は、65 歳以上の介護保険料が 23.9%、40 歳から 64 歳までの介護保険料である支払基金交付金が 25.1%、合わせて 49% が介護保険料収入です。

次に、国庫支出金が 19.6%、県支出金が 13.7%、市の一般会計からの繰入金金が 15.5%、合わせて 48.8% が公費となります。

歳出総額は 73 億 9,951 万 8,157 円です。主な内訳は、保険給付費が 90% を占めております。

次のページをお開きください。

次のページにつきましては、決算の歳入歳出でございます。令和 5 年度と 4 年度の比較

が分かるものになっております。決算額の内容につきましては、後ほど決算書にて説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

高齢者人口・介護認定者数等の推移でございます。65歳以上の第1号被保険者数は毎年増加し、令和5年度末は、表の上になりますが2万8,083人となりました。このうち要介護認定者数が4,417人で、要介護認定率は15.7%でございます。40歳から64歳までの第2号被保険者を含めると、4,487人が要介護認定を受けております。

次のページを御覧ください。紙のページで言いますと6ページになります。

保険給付費の推移でございます。第1号被保険者及びサービス受給者の増加に伴い、保険給付費についても、これまで同様に増加しております。

次のページを御覧ください。

介護保険料の収納状況でございます。介護保険料の約9割は年金から天引きさせていただいております。収納率は毎年向上し、令和5年度の収納率は、表の右下になりますが、令和4年度から0.17ポイント上昇し、98.66%と高い収納率となっています。

下の表に移りまして、不納欠損額・滞納繰越額の推移でございます。所在不明、生活困窮者と認められるなど、納税不能のまま2年経過し時効を迎えた介護保険料の不納欠損額は376万6,449円で、65名となっております。

不納欠損処理に当たっては、税の公平性の観点から、督促状や催告書の発送、財産調査、財産差押え、納付誓約書の提出、所在地の追跡調査等、消滅時効が完成しないように努めております。また、不納欠損予定者リストを作成し、未接触者や滞納処分未処理状況を把握するなど、時効進行の管理を行っております。

滞納繰越額につきましては2,416万4,450円、431人でございました。現年の滞納者の徴収率の向上が滞納繰越額の減少につながり、さらに不納欠損を減少させることから、納付指導員による訪問調査を随時行い、納付推進の取組を進めます。

右側のページを御覧ください。

介護保険給付費支払準備基金残高でございます。令和5年度末の残高は6億982万6,685円となります。

続きまして、決算の内容について御説明いたします。

決算書の冊子でいきますと500ページ、501ページ、タブレットにつきましては516ページになります。今から通知を送らせていただきます。よろしいでしょうか。

1 款介護保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料収入済額17億9,876万5,391円です。

3 款使用料及び手数料 1 項手数料 1 目督促手数料21万540円は、介護保険料の督促手数料でございます。2 目指定事務手数料28万円は、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所の指定に係る事務手数料でございます。

次のページをお開きください。紙の決算書の502ページ、503ページ、タブレット518ページでございます。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金12億521万3,987円は、介護給付費に対する国の負担金でございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金9,338万6,000円は、75歳以上の高齢者や所得の低い高齢者の割合などにより補助されるものでございます。

2 目地域支援事業交付金（総合事業）7,938万7,264円と、3 目地域支援事業交付金（総合事業以外）5,734万5,750円は、地域支援事業に対する国の交付金でございます。

4 目保険者機能強化推進交付金1,442万6,000円と、5 目介護保険保険者努力支援交付金2,213万円1,000円は、高齢者の自立支援、重度化予防等を推進するために、市町村の様々な取組の達成状況を評価し、交付されるものです。

6 目介護保険事業補助金313万6,000円は、介護保険制度改正に伴う基幹系システムの改修に対して交付されるものでございます。

次のページを御覧ください。

5 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金17億9,063万6,787円と、2 目地域支援事業支援交付金 1 億16万6,000円は、40歳から64歳の方の介護保険料が国の支払基金を経由して交付されるものです。

6 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 9 億5,781万6,454円は、保険給付費に対する県の負担金です。

2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（総合事業）4,659万9,540円と、2 目地域支援事業交付金（総合事業以外）2,867万2,875円は、地域支援事業に対する県の交付金でございます。

次のページを御覧ください。紙の決算書の506ページ、507ページと、タブレットの522ページとなります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金 8 億3,157万8,056円は、保険給付

費に対する市の負担分を一般会計から繰入れするものです。

2 目その他一般会計繰入金 1 億8,842万849円は職員給与費等です。

3 目低所得者保険料軽減繰入金7,830万4,074円は、低所得者世帯の介護保険料を減免するために一般会計から繰入れするものです。

4 目地域支援事業繰入金（総合事業）4,324万4,826円と、5 目地域支援事業繰入金（総合事業以外）2,914万2,773円は、地域支援事業に対する市の負担分を一般会計から繰入れするものです。

8 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 億4,524万円は、令和4年度決算により生じた歳入歳出差引残額を計上したものです。

次のページを御覧ください。

9 款諸収入 3 項雑入 1 目第三者納付金786万5,338円は、第三者行為求償により保険給付費が返納されたものです。3 目雑入736万9,896円は、配食サービス事業食材費の利用者負担分です。

以上、歳入合計収入済額75億3,052万3,319円となります。

次のページをお開き願います。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目総務管理費支出済額 1 億1,083万3,644円は、高齢者支援課職員の人件費です。

2 ページ飛ばしていただきたいと思います。紙の決算書の514、515ページ、タブレットの530ページとなります。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費支出済額2,067万8,360円は、筑紫地区5市共同で運営している介護認定審査会の負担金等です。

4 項認定調査費 1 目認定調査費支出済額5,614万6,351円は、介護認定調査員の報酬や主治医意見書作成料など、調査に係る経費でございます。

次のページをお開きください。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費支出済額28億1,917万7,137円は、要介護1から5の方が利用する在宅サービス給付費です。要介護認定者に占める利用者の割合は65.9%です。

次のページをお開きください。

2 目地域密着型介護サービス給付費支出済額 9 億2,288万4,842円は、住み慣れた地域で

生活を続けるための地域密着型サービスの給付費です。要介護認定者に占める利用者の割合は14.2%です。

3 目施設介護サービス給付費支出済額20億547万6,061円は、特別養護老人ホーム等の介護施設の給付費です。要介護認定者に占める利用者の割合は20.2%です。

次のページをお開きください。

6 目居宅介護サービス計画給付費支出済額2億7,364万5,504円は、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成費用です。作成件数は1万8,647件です。

2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費支出済額2億3,798万6,715円は、要支援1・2の方が利用する在宅サービスの給付費です。要支援認定者に占める利用者の割合は72.2%です。

次のページをお開きください。

5 目介護予防サービス計画給付費支出済額4,209万6,909円は、ケアマネジャーが作成する要支援ケアプランの作成費用です。作成件数は9,137件となります。

3 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費支出済額1億7,380万1,493円は、介護サービスの利用額が、所得に応じて定められた月ごとの基準額を超えた場合に払戻しをするものです。

次のページをお開きください。

4 項高額医療合算介護サービス等費 1 目高額医療合算介護サービス費支出済額2,762万5,060円は、医療・介護の利用額を合算し、年ごとの基準額を超えた場合に払戻しをするものです。

5 項特定入所者介護サービス等費 1 目特定入所者介護サービス費支出済額1億225万5,730円は、介護保険施設に入所する低所得者に対し、食費、居住費の一部を補助するものです。

次のページをお開きください。

3 款地域支援事業費です。地域支援事業費は、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費 1 目介護予防・生活支援サービス事業費です。支出済額3億1,110万3,385円のうち、右の欄の18節負担金、補助金及び交付金の給付費3億935万7,787円は、要支援等の方を対象に訪問や通所の総合事業等を行うものです。

2 ページ飛んでいただけたらと思います。紙の決算書の530ページ、531ページと、タブレットの546ページとなります。

2 項一般介護予防事業費 1 目一般介護予防事業費です。支出済額2,125万2,604円のうち、右側の欄の介護予防普及啓発事業費、12節委託料1,047万円は、健康推進課、国保年金課と共同で、カミリーヤ運動指導室の業務を委託したものです。さらに、2 地域介護予防活動支援事業費12委託料381万1,500円は、公民館等で地域高齢者を対象に開催する介護予防音楽療法の業務を委託するものでございます。

次のページをお開きください。

3 項包括的支援事業・任意事業費でございます。1 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費です。支出済額 1 億774万2,561円のうち、右側の欄の1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、1 報酬、非常勤職員報酬、地域ケア推進会議委員報酬19万8,000円は、地域ケア推進会議の外部委員20人の報酬です。地域包括ケア推進会議は、多職種の連携により地域包括ケアシステムの構築を支援するものです。会議は9回開催しております。

さらに、7 報償費、講師謝金44万4,430円は、自立支援型地域ケア会議の専門職参加の講師謝金でございます。自立支援型地域ケア会議は、要支援または要介護1で介護保険サービスを利用している方のケアプランについて、理学療法士、作業療法士などの専門職が事例検討を行います。多職種で検討することで、利用者の重症化を予防し自立支援につながる支援方法について、ケアプランを作成するケアマネジャーに助言することができます。ケアマネジャーの支援及び資質向上につながる取組でございます。

12委託料、運営管理委託料（地域包括支援センター委託料）1 億302万1,391円は、市内に設置しております地域包括支援センターの運営管理年間委託料でございます。

2 目任意事業費です。支出済額3,779万9,985円です。その内訳につきましては、次のページをお開きください。右側の欄の1 地域支援事業・任意事業費、12委託料、高齢者法律無料相談委託料16万8,000円は、毎月第2・第4木曜日を定例相談日としている高齢者法律無料相談の委託料でございます。

同じく配食サービスの業務委託料1,369万6,800円は、独り暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で、買物や調理ができず見守りを必要とする方に食事を配達するものでございます。

3 目認知症総合支援事業費です。支出済額398万8,000円のうち、右側の欄の1 認知症初

期集中支援推進事業費、12委託料、認知症初期集中支援チーム業務委託料380万円は、早期に認知症の診断を行い治療につなぐために、専門医や地域包括支援センターと協力しながらチームとして対象者の支援に当たるものです。

その下の2認知症地域支援ケア向上事業、18負担金、補助金及び交付金のものわすれ相談事業補助金6万円は、筑紫地区5市内において、認知症の専門医だけでなく、かかりつけ医でも認知症の診断や初期治療ができるようにするため、筑紫医師会に補助するものです。

同じく認知症の人の家族に対する支援事業交付金12万8,000円は、市民ボランティアである介護を考える家族の会に交付するものです。毎月第3金曜日の10時から15時まで認知症や介護相談を受けております。

4目生活支援体制整備事業費です。支出済額589万6,270円です。その内訳につきましては、次のページをお開きください。右側の欄の1生活支援体制整備事業、12委託料、生活支援体制整備委託料546万円は、地域の高齢者の支援ニーズと社会資源や既存サービスを調整する生活支援コーディネーターを設置するため、社会福祉協議会に委託するものでございます。

以上が地域支援事業費の主な内容になりますが、利用者等の実績につきましては、資料を変えます。文教福祉常任委員会説明資料の、紙資料では9ページ、タブレットの10ページをお開きください。今から通知を出します。よろしいでしょうか。

この表の2項一般介護予防事業につきましては、コロナが5類に移行したことにより、介護予防運動の利用者が増加しております。カミィリヤ運動指導室業務として、運動教室やプールを利用した延べ人員は2万1,500人で、昨年度より約20%ほど伸びております。

その下の3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の地域包括支援センターの相談件数は1万1,414件となっております。相談の実績については、令和5年度に相談の実績計上方法の見直しを行ったことが影響しております。また、一番下の生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター協議実績、地域に出向いて生活支援の協議を行ったり学習会に参加した実績は262回となっております。

決算書に戻っていただけたらと思います。紙の決算書のほうは538ページ、539ページ、タブレットは554ページになります。今から通知を送ります。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金3,888万7,213円は、国・県支払基金の交付金の令和4年度分精算に伴う返還金です。

次のページをお開きください。

以上の歳出合計の支出済額は73億9,951万8,157円となります。歳入歳出差引きは1億3,100万5,162円となり、令和6年度へ繰り越します。

以上、令和5年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算報告を終わります。御審査いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

たくさんだったので思い出すのに時間がかかるかも分かりませんが、質疑のある方いらっしゃいませんか。ちょっと時間いただきましょうか。ちょっと考えてください。

いかがですか。

春口委員、どうぞ。

○委員（春口 茜君） 通知を送らせていただいたんですが、タブレットの524ページの第三者納付金について確認ですが保険給付の返納分ということで、これはもらい過ぎた分を返納した分ですかね。前回、言われてた……。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 決算書の524ページ。

○委員（春口 茜君） はい、決算書の524ページです。第三者納付金は、前回説明を受けてた、もらい過ぎてた分の返納分ですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 先ほど質問がありました第三者納付金につきましては、交通事故等で介護状態になった方に対する第三者行為求償によって保険給付費が返納されたものでございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員、いいですか。

○委員（春口 茜君） もう少し詳しくよろしいですか。

○委員長（西村和子君） どうぞ、お願いします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 第三者納付金につきましては、交通事故等により高齢者の方が要介護状態になった場合に介護保険で介護サービスの負担をしておるんですけども、それは本来加害者のほうが負担すべきものになりますので、加害者のほうから、例えば本人様が1割負担で市が9割、3割もあるんですけども負担している分の9割分を、本来加害者のほうが負担すべきものになりますので、その分を頂いたものになります。

○委員（春口 茜君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） タブレットの532ページの、531からかかるんですけど、認定調査費の中の主治医意見書とかが入っているというふうな説明が今あったと思うんですけど、この認定調査費の中の主治医意見書というのはどういったものか。言わなかったですか、主治医意見書とは言わなかったですかね。

○委員長（西村和子君） 言われたみたい。

○委員（吉村陽一君） 主治医意見書が含まれますという説明があったような気がしたんですけど。違いましたか。

○委員長（西村和子君） 休憩しますか。

○委員（吉村陽一君） タブレットの530ページの認定調査費が、次の532ページまでかかるのかな、そこら辺の認定調査費の中で主治医意見書などの費用というふうな説明があったと思うんですけど、この認定調査費の中での主治医意見書というのはどういったものになるかを。

○委員長（西村和子君） お願いします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 主治医意見書につきましては、介護保険を申請していただいた際に、介護認定をする場合に主治医意見書というのが必要になるんですけども、それを書いていただいた医師の方に委託作成料としてお支払いするものになります。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） これは、利用者さんというか申請をされた方が払うんじゃないくて、市のほうから払うということですね。

○委員長（西村和子君） お願いします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（西村和子君） ほかに。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） まず、介護保険特別会計事業、令和5年度におきまして単年度収支が1億3,000万ちょいの黒字で終わったということは非常に評価ができるものだということに思っております。

お尋ねでございますが、説明の途中で、第1号被保険者の介護認定率が15.7%であったというふうに思います。県と国の平均の値を教えてください。要介護認定率ですね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） まず国ですが19.73%で、県のほうが19.75%でございます。市のほうが15.7%です。

以上です。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） そうしますと、4ポイントほど筑紫野市が低いということになっておりますが、その主な原因はどのように捉えてありますでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 主な原因としまして、国、県よりも高齢化率が低いことと、介護予防、そういったものの取組の成果だというふうに感じております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 分かりました。先ほど説明の中にもありましたように、カミールヤの中のプールで使用料を払っている利用者の数がまた戻ってきたというような報告があったところでございますが、介護予防とか積極的な健康、運動への取組に基づいての介護認定率の低さというのをずっと維持する努力をしていっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） どうぞ。

○委員（檜木孝一君） 決算書、紙ベースで533ページ、地域支援事業の包括的・継続的……。

○委員長（西村和子君） ちょっと待って。533ページ、タブレットの何ページ。

○委員（檜木孝一君） 548ページですね。548ページ右手に、包括的支援事業・任意事業費の中の目が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございます。

そこの中で委託料が、地域包括支援センター、アシスト桜台さんが5年度で廃止になって、6年度からちくしの荘に委託先が変わったということでございますが、令和5年の12月議会での報告の中で、そういった変則的な委託の方法になると。それで、アシスト桜台の事務所の管轄内の人たちがちくしの荘に相談に行くことがちょっと距離的に難しくなるので、令和6年度、アシスト桜台の範囲内に相談窓口の事務所を設けたいといったお話があつておったかというふうに思います。その取組が令和6年度、どのようになったかという説明をお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） お答えします。

地域包括支援センター等につきましては、現地に赴く場合のほうが多いのではございますが、相談に来たいという方のために、今、カミーリヤの1室を年間、専用に借りておりまして、連絡していただくと、そこに職員が赴いて応対できるような、相談を受けることができるような体制を取っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。今のは6年度なので、すいません、5年度の決算のところで質問をお願いしたいと思います。

○委員（檜木孝一君） 分かりました。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、先ほどの檜木委員の認定率の質問にちょっと関連したところですけども、以前どこかの委員会でちょっとお話ししたかもしれませんが、カミーリヤとかの健康予防ですかね、そういった取組も非常に積極的にされてあって、大変いいものだというふうに私も思っていますけども、一方、やはり筑紫野市はなかなか介護認定が受けれないとか受けにくいとか、そういった声も聞いているという一面もありますので、そういったところはちょっと柔軟的にいろいろ対応していただきたいなというふうに思っております。意見ですね。よろしくお願いします。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○委員（吉村陽一君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 説明資料の7ページで、収納率の推移が98.66%と非常に高く、いいと思っているんですけども、これは年金受給者の方は天引きなので、ほぼほぼ100%なんだろうけども、天引きされてかなり困っていらっしゃる年金暮らしの方がいらっしゃるのかなという気がします。

その辺りの把握ができているのかというのが一つと、もう一つが、その一番下の表の令和5年度不納欠損の内訳で、時効もあるんですけども、執行停止が270万ぐらいあります。執行停止になった理由が何なのかというのを教えていただけますか。

○委員長（西村和子君） 休憩しますか。

部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） まず、年金から介護保険料天引きの方、その方で生活が困っていらっしゃるというような御意見ですけれども、本市のほうでは、徴収については御存じのように収納課のほうになっておりますので、直接的に高齢者支援課のほうでそのような意見というのを聞く機会がなかなかないというのが現状でございます。

それともう一つ、執行停止の部分につきましても、詳細なデータというのは収納課のほうで把握はしておりますけど、大体が生活保護になられたりとか、そういったケースが多いというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（古賀新悟君） はい。

○委員長（西村和子君） そしたら、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、認定第5号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を打ち切ります。

討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

それでは、認定第5号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

続きまして、議案第51号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

提案内容補足説明にて説明します。タブレットの20ページを、今から通知します、お開

きください。

歳入歳出をそれぞれ1億4,802万3,000円増額し、歳入歳出予算総額を77億1,030万3,000円とする案でございます。

歳出補正予算の主な内容は、5款1項2目償還金は、国・県支払基金からの交付金精算に伴い超過交付分を返還するものでございます。主な内訳は、国庫支出金返還金861万1,000円、県支出金返還金391万8,000円、社会保険診療報酬支払基金返還金262万7,000円でございます。

6款1項1目予備費1億3,203万9,000円は、国・県から追加交付を受けた歳入からの償還金を差し引いた余剰分を予備費に計上するものでございます。

歳入予算補正の主な内容は、5款1項1目介護給付費交付金過年度分829万3,000円は、国からの交付金精算に伴い追加交付となったものでございます。

6款1項1目介護給付費交付金過年度分790万8,000円は、県からの交付金精算に伴い追加交付となったものでございます。

8款1項1目繰越金1億3,100万4,000円は、令和5年度の歳入歳出差引額を令和6年度に繰り越すものでございます。

以上が令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

では、質疑のある方はいらっしゃいませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ質疑を打ち切ります。

討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

それでは、議案第51号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは、しばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 会議を再開いたします。

長澤部長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆さん、おはようございます。教育部長の長澤でございます。文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の委員会では認定1件、議案2件、所管事務報告を5件させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席しております学校教育課職員が自己紹介をいたします。

○学校教育課長（江中 誠君） おはようございます。学校教育課長の江中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） おはようございます。学校教育課学校教育担当係長の鶴澤と申します。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（西村和子君） それでは、認定第4号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部から本件について説明をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、認定第4号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、この筑紫野市奨学資金の貸与制度について御説明いたします。

筑紫野市奨学資金貸与条例が昭和48年に制定されまして、この貸付の目的は、修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって進学または修学が困難な生徒に対して学資を貸与し、有用な人材の育成を図ることでございます。

この貸与の制度につきましては、福岡県教育文化奨学財団やその他の団体が行う奨学金の貸与制度を補完する性格のものでございます。

奨学資金の種類でございますけれども、入学支度金と通常の奨学金と2種類ございます。

貸与の上限額は、高等学校につきましては、公立が、入学支度金が5万円、奨学金が1か月当たり1万円、私立の高等学校につきましては、入学支度金が10万円、奨学金が1か月当たり2万2,000円となっております。また、大学につきましては、国公立の入学支度金が7万円、奨学金は1か月当たり3万円となっております。また、私立の大学につきましては、入学支度金が12万円、奨学金が1か月当たり4万円となっております。

貸与につきましては、高校や大学に在学中に支給をいたしますが、償還につきましては、その貸与が終わって6か月を経過した後から始まるといった制度でございます。ただし、奨学金の返還の猶予の制度がございまして、進学したときに留学あるいは卒業まで至らなかった方で原級にとどまったり、あるいは災害、疾病になったとき、それから生活保護を受けることになった場合、あるいは失業によって生活が困難している場合、こういった場合には返還の猶予が認められているところでございます。

以上、簡単ではございますが、制度の説明をいたしました。

それでは、決算の説明をいたします。

タブレットの歳入歳出決算書の492ページ、493ページをお開きください。紙の決算書は478ページ、479ページになります。よろしいでしょうか。もう1回通知しましょうか。

○委員長（西村和子君） 大丈夫です。説明をお願いします。

○学校教育課長（江中 誠君） よろしいでしょうか。

まず、歳入の右ページの左上、歳入済額の欄を中心に見ていただきたいんですが、1款財産収入1項財産収入が247円、2款繰入金1項繰入金がゼロ円、3款繰越金1項繰越金が310万5,991円、4款諸収入1項貸付金元利収入451万9,611円で、歳入済額の歳入合計は762万5,849円となっております。

次に、歳出の説明をいたします。

タブレット、紙ともに次のページをお開きください。

1款事業費1項貸付事業費534万9,032円となっております。

その他の款項目はありませんので、歳入済額の歳出合計は534万9,032円でございます。

続きまして、歳入歳出決算の事項別明細の説明をいたします。

タブレットの決算書498ページ、499ページを御覧ください。紙の決算書は484ページ、485ページになります。よろしいでしょうか。

まず、1款財産収入1項財産収入1目利子及び配当金1節積立金利子247円、こちらは備考欄にも記載しておりますが、積立金利子でございます。

次に、2 款繰入金 1 項の繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節一般会計繰入金、こちらはゼロ円となっております。

次に、3 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節前年度繰越金、こちら310万5,991円となっております。

次に、4 款諸収入 1 項貸付金元利収入 1 目貸付金元利収入 1 節現年度分319万5,811円、こちらは備考欄にも記載しておりますが、内訳としましては、全て一般償還金でございます。

次に、2 節滞納繰越分107万3,800円、こちらは備考欄にも書いております、内訳として一般償還金が80万800円、同和対策償還金が27万3,000円となっております。

次に、3 節立替金返還金、これは入学支度金立替金の返還金でございますが、こちらが25万円となっております。

最後に、歳入済額合計が762万5,849円となっております。

次に、歳出を御説明いたします。

タブレット、紙ともに次のページをお開きください。

1 款事業費 1 項貸付事業費 1 目奨学資金貸付事業費でございます。

右のページの備考欄を御覧ください。

10節需用費の印刷製本費 3 万8,016円、こちらは納付書等を発送する場合の送付用封筒の購入費でございます。

次に、11節役務費の手数料5,016円、こちらは奨学金返還金の口座引落としに対する金融機関への振替手数料でございます。

次、20節貸付金530万6,000円、こちらは奨学資金の貸付金でございます。

最後に、支出済額の合計が534万9,032円となっております。

すみません、タブレットの歳入歳出決算書の496ページをお開きください。切り替えます。紙の決算書では482ページになります。

歳入の合計額が762万5,849円、歳出の合計額が534万9,032円となりますので、歳入歳出差引残額が227万6,817円となっております。

以上が令和 5 年度の決算内容となりますが、歳入となる筑紫野市奨学資金の償還状況と令和 5 年度の奨学資金貸与状況につきましては、別添で提出しております令和 5 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定に伴う資料で説明をさせていただきます。ちょっと画面切り替えますので、少しお待ちください。今、発信をしました。紙の分

では1ページ目になります。よろしいでしょうか。

まず、令和5年度の筑紫野市奨学資金の収納状況でございます。

現年度分の収納率は68.2%、滞納繰越分の収納率が11.06%で、合計は29.65%となっております。

次に右のページですが、奨学金の調定収入状況になります。

表の見方としては、左から奨学金の貸付総額、令和4年度までの償還済額、令和5年度当初の債権額、その横が令和5年度に返還しなければならなかった奨学金の額の過去の滞納分と現年度分を分けて記載しております。その横が令和5年度に実際に償還された額を過去の滞納分と現年度分に分けて記載をしております。最後一番右側、令和5年度末の債権額となりまして、令和5年度以降に償還する必要がある金額となっております。

過年度分、現年度分それぞれございますが、償還金が新たな奨学金貸与の原資となることから、収納の催告、市内市外にかかわらず、電話催告や通知を送るなどしながら滞納者の状況等を把握しておりまして、生活状況が厳しいと判断された場合は、納付金額や猶予などの相談に応じている状況でございます。

次のページをお開きください。

令和5年度中に奨学金の貸付を受けている金額の内容についての資料を添付しております。

前年度からの継続貸与としましては、高校生9名、大学生4名の合計13名に貸与しておるところでございます。

令和5年度におきましては、新たに高校生4名に奨学金の貸与を開始しております。そのうち入学支度金につきましては3名に貸与している状況でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。ありませんか。

そうしたら、私のほうからよろしいでしょうか。

今の資料の令和5年度筑紫野奨学金調定収納状況のところですけど、きちんとというか順調に返済ができる方と、すごく困っていらっしゃるんだろなというふうに見とられる方があるんですけど、最初1回払ったけれども次がとか、困っていらっしゃる方はちょっと兆候が見えると思うんですね。そこら辺は見分けるというか判断して、多分こちらから連絡したりとかするのだと思いますが、どんな基準というか目安でそういう対応をさ

れているのかをお尋ねします。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 基準というか実際に納付がされなかった場合は御本人様に御連絡をして、現在の状況とかお尋ねさせていただいて、猶予することもできますので、猶予に当てはまる内容であれば猶予の申請をしていただく、それが難しければ分納というところも相談させていただきながら、きちんと納付していただくということをさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 1回か2回滞った、1回目からとか、ちょっと二、三か月待ってみようとか、そこら辺はどんなふうなんですか。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そういう御相談があれば、なるべく柔軟に対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 確認ですけど、本人と連絡が取れる、取れないというものもちろんあるし、はがきとかも出されたんだと思うんですよね。本人と連絡が取れなかった場合は、次は保証人ではないですけど、多分その方に行かれますよね。その方もまた全然連絡が取れなかった場合でこういった形になるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） もちろんちょっと御本人様とは取れないという方も何人かおられますが、保証人という方と連絡は一応取れている形が多いので、その方とも相談しながら現在、納付、分納とかの対応をさせていただいております。

以上でございます。

○副委員長（坂口勝彦君） はい、分かりました。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すみません、関連してですけども、生活が厳しい方というのはしっかりそういったところを見ながら対応していただきたいと思うんですけど、例えば返済計画を一緒にちょっと考えたりとか、そういったことも何かあるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、個々の状況に応じて返済計画を立てながら、それに応じて納付していただくという形にしております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。

討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

認定第4号、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは、ここで休憩に入ります。22分再開でいいですか。じゃあ、25分再開にします。

—————・—————・—————
休憩 午前11時11分

再開 午前11時24分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

では、議案第50号、令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部から説明をお願いいたします。

江中課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、議案第50号、令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本議案は、令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計決算が確定したことを踏まえ、予算の補正を行うものでございます。

説明はこちら黄色い令和6年度の筑紫野市特別会計補正予算書のタブレットでは22ページ、紙の予算書では18ページの歳入補正予算事項別明細書で行いたいと思っております。

よろしいでしょうか。

令和5年度の歳入歳出の差引残額が227万6,817円であったことから、3款1項1目の繰越金を227万5,000円増額し、227万6,000円とするもので、これにより2款1項1目一般会計繰越金を187万5,000円減額し、22万7,000円、4款1項1目貸付金元利収入3節立替金返還金、こちらは額の確定に伴いまして40万円の減額としております。

ページを戻っていただきまして、タブレットでは18ページ、紙の予算書では14ページを御覧ください。

タブレット切り替えます。

歳入の合計の欄に記載のとおり、補正額はゼロ円となりますので、補正後の歳入予算の額は補正前と同額の643万円となります。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。

討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

それでは、議案第50号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。議案第50号、令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計補正予算（第1号）について可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは、職員入替えのために、しばらく休憩いたします。ありがとうございました。

—————・—————・—————
休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第46号、財産（物品）の取得について、執行部より説明をお願いいたします。

職員紹介を忘れてました。職員の紹介をお願いします。すみません。

○教育部長（長澤龍彦君） 所管課が学校給食課に替わりましたので、出席の職員が自己紹介をします。どうぞよろしくお願いします。

○学校給食課長（八尋優一君） 学校給食課長をしております八尋といいます。よろしくをお願いいたします。

○共同調理場担当係長（田中宏一郎君） 学校給食課共同調理場担当係長の田中です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 失礼しました。それでは議案第46号、財産（物品）の取得について執行部より説明をお願いいたします。

○学校給食課長（八尋優一君） それでは、議案書の49ページをお開きください。

議案第46号、財産（物品）の取得について御説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産といたしまして、食器洗浄機1台、取得の方法、指名競争入札、取得の金額4,059万円でございます。取得の相手方、株式会社中西製作所九州支店でございます。

取得の理由といたしまして、現在、使用しております食器洗浄機の老朽化に伴い、更新を行うものでございます。

次に、補足説明書をお開きください。補足説明書の11ページでございます。

今回の財産の取得に関しまして、食器洗浄機1台、これは、現在使用しております食器洗浄機が平成4年度に取得しておりまして、31年を経過しているものでございます。

納入の場所といたしまして、学校給食共同調理場、納入の期限、議決の通知の翌日から令和7年3月31日までとなっております。

主な仕様といたしまして、浸漬槽、食器をつけるところですね、そういった装置を有すること、また、洗うための高圧洗浄による洗浄装置を備えること、熱源は蒸気式とすること、洗浄能力は1時間に2,797枚とすること、また、それぞれの機械の入り口には食器の自動供給装置、また自動整理装置を備えること、節水型ですることとしております。

続きまして、委員会のほうの資料なんですけれども、1ページからお開きいただければと思います。

配置の場所なんですけれども、1ページでございます。

まず、配置なんですけれども、上のほうが北側になります。右側、調理場入り口と書いてあるほうが東側です。左側、コンテナ室・洗浄室というのが西側になります。こちら西側のとは3号線バイパスがあるほうですね。その下のほう、赤で印をつけておりますが、食器洗浄機1号機、こちらを更新、入替えをするものでございます。少し拡大させていただいておりますが、左側、入り口と書いてあるほうが浸漬部、そして洗浄部と分かれております。

次のページをお開きください。

浸漬部の図面でございます。左側が浸漬部、食器が入る入り口でございます。右側が出口となっております。上段側が上部から見た図面になります。下段のほうが側面から見た図面になります。左から入って右に出ていくということになっております。

次のページをよろしくお願いいたします。

次のページが連続して今度、食器側から出てきた食器をそれぞれの種類に分けまして洗浄するという装置になっております。同じように左から入って右に出ていくということで、上段側が上部から見た図面でございます。下段が側面から見た図面でございます。

次のページ、写真のほうを見ていただきたいと思います。

こちらのほうの上段ですけれども、各小中学校から給食が終わった後、帰ってきたトラックからコンテナごと調理場のほうに入ってまいります。その調理場、ちょうど真ん中ですね、浸漬部の入り口と書いてありますが、食器籠ごと浸漬部の中に漬け込みます。そして汚れを浮かして取りやすいようになるものです。そしてその下、浸漬部の出口、そして洗浄部の入り口となっております。籠ごと出てきた食器を今度は種類ごと、お碗を2種類、お皿1種類をそれぞれ重ね合わせて洗浄していくという形になります。

次のページをお開きください。

今度、洗浄部の出口でございます。洗浄後のお碗を2種類と皿1種類をそれぞれまた食器籠に戻して、数を確認していくという形になります。

そして真ん中です。この洗浄機2台使いまして、小中学校16校、286クラス分、約9,700食分、そしてこれを3時間で洗浄してしまうという形になります。

一番下が、翌日のために洗浄が終わった食器を保管庫、電気もしくは蒸気を使って乾燥、殺菌を行い、翌日の給食に備えるということで食器の洗浄の流れになります。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございました。

質疑のある方いらっしゃいませんか。

春口委員、どうぞ。

○委員（春口　茜君）　洗浄機の２号機の入替えはいつ頃される予定でしょうか。

○委員長（西村和子君）　課長。

○学校給食課長（八尋優一君）　２号機のほうは令和元年度に入替えさせていただいております。

○委員長（西村和子君）　はい、どうぞ。

○委員（春口　茜君）　洗浄の仕方の違いとかはあるんですか、今の段階で。

○委員長（西村和子君）　課長。

○学校給食課長（八尋優一君）　いえ、同じ形です。

○委員長（西村和子君）　ほかにご覧いませんか。

なかったら私のほうからよろしいでしょうか。

今、春口委員が質問された令和元年度なんですけど、そのときはたしかもっと安かったような、2,000万円台だったような気がするんです、ちょっと記憶はつきりしないんですけど。同じシステムのものだったとしたら、この間の物価高騰とか様々な諸条件によってこの金額になったのかということが一つです。

それと、メーカーというのはあまり、何と云うか、多いわけではないと思うんですけど、国内に幾つぐらいあって、その中からどんなふうはこの業者に決まったのかということをお尋ねいたします。

課長。

○学校給食課長（八尋優一君）　まず、金額の動きですけれども、確かに、前回、令和元年度に入れております洗浄機よりも今回は800万円ほど設計金額では上がっております。これは機械そのものが、製造してそのままストックしておいたものの製品を買い取るという形ではなくて、受注生産になっておりますものですから、やっぱ人件費、そしてこれオールステンレスですから、ステンレス部材そういったものの高騰とかが考えられるところでございます。約800万円上がっております。前回は3,000万円ちょっと超えている状態でございます。

メーカーに関しましてはやはり実績があるところ、近隣でいきますと私たちのほうでいくと今回入れております中西製作所も、全国あちらこちらから取ってくるというよりも、

やはり近隣でできて、輸送費もコストも安いほうがいいというところと実績があるところを選定されて入札で落とされたという形になります。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 私からは、納入期限が令和7年の3月31日までとなっていてございます。ということは給食作りながら入替えをしないといけないような状態になるのかなというふうに想像するんですけども、給食の業務に影響がないのかなと。そのところをお話してください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校給食課長（八尋優一君） これが正式に議決を得たならば、これから正式に契約という形になりますので、それから受注生産ですので、生産に入ります。約半年ぐらいかかりますので、納入という時期になりますと、春休みで給食がストップしている時期に入れ替えるという形になりますので、給食を作りながら入れ替えるということではなく、休みの期間を使って入れ替えることを考えております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。檜木委員、よろしいですか。

○委員（檜木孝一君） いいです。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑がなければ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第46号について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第46号、財産（物品）の取得についての件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

それでは、職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時42分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

部長がお見えですので、御挨拶をいただき、職員の紹介をお願いいたします。

濱崎部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 説明所管課が替わりまして、健康推進課職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進課長補佐兼健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○健康企画担当係長（松尾美琴君） 健康推進課健康企画担当係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、陳情・要望第8号を議題といたします。

まず内容を確認したいと思います。事務局に朗読をお願いいたします。

○議会担当主査（森 敬君） 陳情・要望等第8号、陳情書、ワクチン接種に関する関係文書の保存期間延長を求める陳情。

筑紫野市議会議長、赤司泰一殿。

筑紫野市議会議長殿におかれては、時下ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より地域社会の発展のために尽力されていることに心より感謝申し上げます。

私は筑紫野市天拝坂在住の安部一之と申します。このたびは新型コロナワクチン接種に関する重要な件で陳情させていただきます。現在、新型コロナウイルスワクチンの接種台帳、予診票等接種時のやり取りの一切を含む文書の保存期間は法令により5年と定められておりますが、この期間では将来的な健康被害が発生した際に十分な対応が困難であると考えております。

つまり、このワクチンは製造メーカーの注意書きに書かれているとおり、治験段階であり、いかなる副反応があり得るか追跡調査を要するとしております。厚労省も同じ見解です。

そこで、他自治体ではこの保存期間を10年や30年へと延長している事例があり、これに倣い、筑紫野市におかれても保存期間の延長を強く希望いたします。

接種台帳はワクチン接種の証明としてだけではなく、将来的に接種による健康被害が発生した際の重要な資料となります。長期にわたる保存により、住民の健康と安全を守るとともに、自治体としての透明性と信頼性を高めることができると確信しております。つきましては、接種台帳の保存期間を延長することについて御検討いただきますようお願い申し上げます。住民の健康と安全を守るための一助となることを願っております。

令和6年8月7日、筑紫野市天拝坂5丁目5番地3、安部一之。

以上です。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございました。

それでは、陳情・要望第8号について、執行部から現状について説明をお願いしたいと思います。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君）　健康推進課から御説明いたします。

本市におきましても、新型コロナウイルスワクチンに関する接種の記録については、法令に基づき、5年間の保存としているところです。現在、国の審議会において、保存期間を現行の5年間から延長する方向で検討が進められております。新たな保存期間は未定ですが、今後、国の方針が決定しましたら、その方針にのっとり保存年限を延長いたします。

なお、現在、市で保管している接種記録は現行の規定によりますと最短で令和8年度末に保存期間を終了することとなりますが、国の方針が決定されるまでは廃棄せずに保管を続けることといたします。

以上でございます。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございました。

それでは、御意見のある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君）　この保存期間の話はちょっとよく分からないんですけども、ここには他自治体では保存期間を10年や30年延長というふうにあるんですが、自治体ごとにこ

の保存期間というのは決められるんですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 基本的には法令に基づいての保存期間は5年となっていて、ところなんですけれども、各団体において、その内部規定により延長されるということもあるかと思われます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 国の方針で引き延ばす可能性があるということなんですけれども、仮にこの言われている30年よりも短いスパンだった場合の市の方針は。国に従うのか、それとも自治体でこういった健康被害がある可能性がある、今までのワクチンと違うという初めての事例なので、どうするかという方針をお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 国の審議の方向性が、生涯も含めて検討を行うということになっておりますので、30年より短いということは恐らくないのではないかと捉えております。ですので、ある程度その方の健康被害などの可能性がある期間については保存期間の延長がなされるものと考えております。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

○副委員長（坂口勝彦君） じゃあ、いいですか。

○委員長（西村和子君） 坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 令和8年が最短ということだったんですけど、実際はその前にはある程度結論が出るというふうな考え方ですか。やっぱり何年かかかるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 国の審議の状況にもよるとは思いますけれども、全国の自治体で同じ状況になるということから考えまして、保存年限が終了する前には結論が出るのではないかと考えております。

○委員長（西村和子君） ほかに御意見のある方はいらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） コロナウイルスのワクチン接種が始まって、物すごく期間的に短いので、やっぱり何があるかというのは、これからいろんなことがまた出てくるかもしれないので、方向性としてはやはり、保存をしっかりと、もし何かがあったときにし

っかり対応ができるといった対応の方向性で考え方を進めていただきたいというふうに思っています。

意見です。

○委員長（西村和子君） ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、まとめますと、国が方針を出すまで、それは保存期限が来るまでに出されるだろうということ、それと、状況として30年ぐらいになるんじゃないかと推測されるというふうに考えてよろしいですかね。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 30年とはっきりなるかどうかは分かりませんが、ある程度長期で保存することになるというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） さっき春口委員が、もっと短かったらどうするんですかというふうに言われたことに対してはじゃあ、もっと短かった場合に。

○健康推進課長（毛利早希君） 30年より短いということは今のところ考えておりませんが、30年という区切りではなくて、長期ということで捉えております。

○委員長（西村和子君） 断定はできないと。分かりました。

それではよろしいでしょうか、そういうようなまとめにしたいと思います。

それでは、意見も出尽くしたようですので、これで質疑を打ち切ります。

皆様にお諮りいたします。陳情・要望第8号につきましては、これをもって周知することとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、御異議なしと認めます。

ただいま周知されました陳情については、今後の議案審査、所管事務調査の参考とされますようお願いいたします。

以上をもちまして、陳情・要望等第8号の件を終わります。ありがとうございました。

続きまして、所管事務報告、筑紫地区休日在宅当番医における産婦人科の設置中止についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

毛利課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 筑紫地区休日在宅当番医における産婦人科の設置中止に

ついて御説明いたします。

サイドボックスで通知をお送りいたしました。

資料２ページをお開きいただきたいと思います。資料の内容に沿って御説明をいたします。

筑紫地区在宅当番医については、筑紫地区５市が休日における住民の救急医療体制確保を目的とし、筑紫医師会に所属する医療機関の協力の下、実施しております。

今回、筑紫医師会から申出があり、休日昼間の在宅当番医における産婦人科の設置を本年１０月１日より中止することとなりますので、御報告をいたします。

まず、（１）休日在宅当番医の状況でございます。９月１日現在、中止前の現状となります。

診療科目は、内科２か所、外科２か所、産婦人科を１か所それぞれ設置しております。開設日は日曜日及び祝日、また８月１３日から１５日、１２月２９日から翌年１月３日までの期間となっております。対応時間は９時から１７時までとなっております。

次に、（２）産婦人科設置を中止することとなった理由についてでございます。

まず、筑紫地区内の産婦人科は数が少なく、少数の医院で当番業務を担っているため、当番が頻回で負担が大きいことが挙げられます。産婦人科医院は、現在、筑紫地区内９か所、うち１か所が９月末で閉院予定のため、１０月以降は８か所となる予定でございます。また、当番の際は大学病院に医師の派遣を依頼されていますが、本年４月からの医師の働き方改革の影響により、大学病院から医師を派遣していただくことが想定以上に困難な状況となっております。また、派遣があった場合でも、派遣された医師は労働基準監督署の宿日直許可の範囲内で補助的な業務しかできないため、在宅当番医療機関の医師が休むことができないのが現状です。さらに、看護師の人件費捻出や休日出勤の人員確保が困難な状況もございます。

次に、（３）の休日在宅当番医における産婦人科の現状についてです。

筑紫地区における受入れの現状を申し上げますと、１日当たりの受診者数は平均３人から４人、また受診者は婦人科系の症状かつ軽症・コンビニ受診が多い状況ということです。妊産婦については、当番医でなく、かかりつけ医で対応しております。

次に、県内他地区の状況についてですが、筑紫地区以外で休日当番医の産婦人科を設置しているのは、福岡、久留米、田川の３地区のみとなっております。多くの地区で産婦人科の設置をせず、二次・三次救急医療機関などが対応しております。

次に、(4) 中止後の産婦人科患者への対応についてですが、医師会からの中止の申出を受け、患者の受入体制がどうなるのか、安全性が守られるのかという点を第1に考慮しまして医師会にも確認を行いました。その結果、婦人科系の患者は日曜日に通常開院している産婦人科で対応可能であること、妊産婦は現状と同様、かかりつけ医で対応すること、また、緊急性の高い重症患者についても、現状と同様に二次・三次救急医療で対応すること、以上の体制により、受入体制には問題がないということを確認しております。

最後に、周知方法についてですが、広報やホームページにおいて、産婦人科の救急受診に当たっては、まず救急医療電話相談窓口＃7119番にお電話をいただき、必要に応じて医療機関の紹介を受けていただくよう御案内することとしております。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方いらっしゃいますか。

それではちょっとお尋ねしたいんですけど、妊産婦のほうはかかりつけ医に行けばいいと分かります。日曜日通常開院というのは、妊産婦がかかっている医院と同じというふうに考えていいんですか。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 産婦人科医院もございますし、婦人科の医院も日曜日に通常開院してある医療機関がございます。

○委員長（西村和子君） それってこの地域でどれぐらいあるんですか。

○健康推進課長（毛利早希君） 筑紫野市では1医院ございまして、近隣でも6か所ほどこちらで調べた限りではございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、ここで休憩したいと思います。

再開を13時からとしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） よろしく申し上げます。

————— ・ —————
休憩 午前11時59分

再開 午後 1 時00分
————— ・ —————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

請願第 1 号、高齢難聴者の補聴器購入への助成を求める請願についてです。

すいません、ちょっと休憩します。

————— ・ —————
休憩 午後 1 時01分

再開 午後 1 時01分
————— ・ —————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般市民の方 6 名より傍聴の申入れがあります。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは休憩いたします。事務局は御案内をお願いいたします。

————— ・ —————
休憩 午後 1 時02分

再開 午後 1 時02分
————— ・ —————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6 月定例会から継続審査としておりました請願第 1 号、高齢難聴者の補聴器購入への助成を求める請願の件を議題といたします。

それでは早速、審査に入ります。

本請願は、田中議員、そして、本委員会の委員である古賀議員が紹介議員となり、去る 6 月定例議会に提案されたものですが、さきの 6 月定例会では継続審査としております。閉会中に調査された内容もあろうかと思しますので、委員の皆様から御意見など伺いたいと思います。

委員会で審査を行うに当たりまして、改めて古賀委員から請願の趣旨についてもう一度説明をお願いしたいと思います。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 委員長から御紹介がありましたとおり継続審査ということで、6月議会で一度趣旨説明は行わせていただきましたけれども、改めて簡単に説明をさせていただきます。

当初、6月議会で提出されたときに520筆の署名を添えて請願されておられますが、その間、130人の方々の署名が追加されていることをまず御報告します。それで、前回も御報告いたしましたが、これは切実な当該者の要求でございますので、ぜひともこの委員会で可決していただきたいというふうに思います。

この加齢による難聴はもう止めることができませんし、誰しものが持つ病の一つであるというふうに思います。医学的には、この難聴による認知症だとかヒアリングフレイルは、補聴器を用いることで予防ができるという立証もされているところです。高齢者もどんどんと今増えて、長く生きられて、元気な方もたくさんおられます。そういう方々が生き生きと生活ができるということは、やっぱり普通に会話ができるというのが一番だろうというふうに思います。

また、子どもたちと接する際も、やっぱり聞きにくかったらどうしても遠ざけてしまうとか、そのことによって子どもたちの中になかなか入り切れないだとか、また、お友達同士とおしゃべりをしたりするときも引っ込み思案になってしまいがちになる、こういうことを解消するのも社会の責任でもありますし、また、自治体としてもきちっとそこは啓蒙していくという仕事があるというふうに思います。

そういうことから、もう今回出されている市独自の補助だとか助成だとか、あと、国にももっともっと大きな声で求めていただきたいという切実な要求というのは、やはり当委員会でも真摯に受け止めて、議論の末にちゃんと。これは原案のとおり進めるのがいいんでしょうけれども、そこはこれからの議論になっていくかと思いますが、ぜひこの継続審査で、今回、御可決いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。今、古賀委員から説明いただきましたが、この請願についてはこの委員会で採択するのか、不採択とするのか、あるいは引き続き継続審査とするのかの結論を出さなければいけません。委員会として、どのように取り扱うかを委員の皆さんから御意見を出していただきたいと思います。

今、古賀委員からも説明がありましたけれど、この請願の内容には二つの要旨がありま

す。一つは、高齢難聴者の補聴器購入に関わる筑紫野市独自の補助、支援事業を実施すること。もう一つは、高齢難聴者の補聴器購入に公的助成制度を創設するよう国に対する意見書を提出するということです。ですので、両方の要旨について意見を出していただきたいというふうに考えます。

それでは、早速御意見をいただきたいと思います。御意見のある方はお願いいたします。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 失礼します。請願の内容を何回も読ませていただきました。それで、中にありますとおり、障害者手帳を交付されない中等、軽度の難聴者がたくさんいらっしゃるって、生活に不便を感じられている。しかし、救済支援を受ける制度がないというようなところがございます。

私の意見は、軽度のうちから、早いうちから手当をして生活改善に努めるというようなことは大変重要ではないかというふうに考えます。したがって、請願の内容を理解するものでございます。

方法的には市の助成と、国に助成を求める意見書でございますけれども、市に求めるということになった場合、市のほうでは要綱をつくったり、予算額を確定、処理する作業が必要になってくるんですけども、やっぱり表に出てない潜在的な高齢者の中等、軽度の方々が相当いらっしゃるんじゃないかと。その把握が難しいのではないかなというふうに思うところがございます。

したがって、本来、こういった事案は国が一律に支援策を講じるべきではないかなというふうにもございますので、国に意見書を求めるというところで提案をさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） 今の御意見は、独自の支援策は難しいんじゃないか、国の一律の制度を設けるべきだということですね。

○委員（檜木孝一君） それに関して意見書を提出するところがございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ほかの御意見はありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません、2点分らないことがあって、古賀さんに御質問しても大丈夫ですか。

○委員長（西村和子君） どうぞ。

○委員（春口 茜君） 一つ目が、補聴器が1台5万円から50万円というのがピンからキリだと思っているんですけど、5万円のものと50万円の違いがあるのかというのと、すいません、もう一つ忘れました。1個だけお願いします。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） これは性能の違いもあるんですけども、5万円と50万円の製品の差というのは、ちょっと私もこれはよく調べたわけではないので正確ではないんですが、やっぱり性能がよくなればなるほど高価になります、当然。補聴器は購入してすぐに使えるものではなくて、その人に合ったものを選び、それで少し、何かこう訓練みたいなものをしなければいけないと。なので、補聴器は一律のものではなくて、その人専用の器具になるということで、そこでもやっぱり金額というのは差が出るのかなという気がします。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 近隣自治体で補助されているというお話でしたっけ。近隣自治体では何か補聴器の補助をされていますか。

○委員長（西村和子君） 前回の執行部の報告では、近隣では大野城市が非課税世帯と生活保護の方たち、それと上毛町と吉富町だったかな、あともう1個ありましたね、大刀洗か。3団体あるんだけど、そこは高齢化がすごく進んでいるところで、制限はないようでした。

○委員（春口 茜君） 予算は大体どれぐらいなんですかね。

○委員長（西村和子君） その予算ですか。

○委員（春口 茜君） はい。

○委員長（西村和子君） そこまでは調べていませんけど。

○委員（春口 茜君） 何か自治体ごとに差が出るものと思うので、国に意見書は絶対かなとは思っています。

以上です。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 私も6月議会の中でも少し話はしましたけども、やはり高齢になることで難聴になっていって、それが高齢者の社会参画を阻害していくと。そして、それが原因で認知症になったり、フレイルになったりとか、外に出て行かなくなる、機会を失っていくということは、大いに考えられるというふうに思います。

そして、今の介護制度の中でも施設ケアから在宅ケアに移行していこうというところで、

やはり健康寿命を伸ばしていったりとか、地域の中で元気に過ごしていただきたいというところが大きく方向性として示されていると思うので、こういった取組というのは非常に大切になってくるかというふうに思っています。

先ほど春口委員のほうからもちっとありましたけども、この補聴器の1台に当たる金額、そういったところが市の独自の事業として行っていくに当たって、予算だったりとか、高齢者の方をどのぐらい把握しないといけないのかというのが、この継続中の審査の中ではまだ不十分だったなというところがありますので、今回は国に対する意見書というところをしっかりと上げていくことが必要じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございます。

皆さんに御意見を伺いたいので、まだ御意見をおっしゃっていない方、原口委員、どうぞ。

○委員（原口政信君）　おおむね檜木委員、吉村委員とほぼ同じような見解なんですけど、私も難聴の気が少し出てきましたので、いや、これはちょっと他人事じゃないなというふうにも思っています。

これを市のほうでやるとなると、一定の手続がかなりかかってきますので、やっぱり国のほうに意見書を提出して、状況を見ながら、そういった形でできることはしていかなければいけないのかなというような気がしています。

檜木委員と……、いろいろ話をして、現在困っていらっしゃる方も実は私も存じ上げておりますし、それはそれとして、やっぱりきちっとしていかなきゃいかんという、議会としてですね。その件を持ちながらも、まずそういった手続上のことをいくと、やっぱり国のほうの意見書、まず、これをやったほうがいいのかというふうに思っています。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございます。

そうしたら、副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君）　そうですね、皆さんの意見に私も賛成なんですけど、6月議会のときに、まず、この市の独自の補助というところで、補聴器にもいろいろ種類があるんだろうと。まずは市として調査研究なり、そういったことに取り組んではどうかという意見を出させていただきました。6月議会で早速、一般質問でも出されておりました。市のほうも早速、軟骨伝導イヤホンということをちょっとお伝えはしたんですけど、それ自体が今、高齢者支援課のほうでも調査研究という意味も含めて、今、活用されてあるんだ

ろうと思います。まずは市ができることに今取り組んでいるんだろうなというふうに私は感じております。

先ほどの予算の部分とかでもそうなんですけど、やっぱりこれは国自体がしっかりと取り組んでいかないといけないんだろうなというふうに思っておりますので、私としましても国に意見書を提出することに関しては、ぜひやっていきたいなというふうには思います。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございました。

古賀委員から追加することはありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君）　皆さんの御意見は、国に求めていくというところでは、それはもうそのとおりだということで理解していただいていますけれども、私自身は筑紫野市が直接、国じゃなくて市長会に多分要請するんでしょうけども、そこにするときでも自前でやっている、でもこれでは本当に足らん、これではきつい、やっぱ国もやっぱりやるべきだという説得力を持つためにも、やっぱり市独自の取組というのを筑紫野市としても検討をしたほうがいいんじゃないかというふうな思いは強く持っております。

その結果、これはどういう形で可決されていくのかというのは皆さん次第ですけども、私はそう思って、この原案どおりというのはやっぱり正しいのかなというふうに思っております。

○委員長（西村和子君）　それでは、まとめるのはちょっと難しいんですけど、古賀委員以外は国の意見書でいいんじゃないかという御意見だと思います。このままですと、そういうことになると思うんですが、それでよろしいでしょうか。国に意見書を提出することによって今回はどうだろうかという御意見というふうにまとめたいと思いますが、よろしいですか。

春口委員。

○委員（春口　茜君）　1、補聴器に独自の支援をするというのは、筑紫野市で何人必要な方がいらっしゃってというのをまず出さないと予算化できないかなと思うので。あと、周りの自治体で言われている非課税世帯のみなのか、それとも全員にするんだったら何割まで負担するのか、全額負担するのかというのが出てくると思うので、もちろん支援したい気持ちは大いにあるんですけども、ここで決められないことかな、1のことについてはですね。なので、支援したい気持ちはあるけれども、私たち委員会のできるのは、2のできるのかなというところで、2で進めていけたらなと思っています。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございます。

そうしたら、国への意見書ということでどうだろうかという御意見というふうにまとめたいと思います。

通常であつたら、請願というのは採択か不採択かということなんですけれど、今回は国への意見という一部の採択という御意見だと思うんですけど、そういう進め方でいいかどうか、この方法を選択するというので、事務局のほうで手続上どうなんでしょうか。

お願いします、事務局。

○議会担当主査（森　　敬君）　本来であれば採択か不採択のどちらかを選択しないといけないというところではありますが、請願についての専門書なりガイドブックなり、あるいは、ほかの自治体でも例があるんですけども、二つ以上の請願があつて、一つは採択、一つは不採択みたいに結論が分かれた場合については、一部採択という方法を取ることができるようにございます。

以上です。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございます。

事務局から一部採択の説明をいただきましたけれど、これについて質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　そうしたら、委員の皆さんから高齢難聴者の補聴器購入に公的助成制度を創設するよう国に意見書を提出するということについてのみ採択すべきであるとの御意見をいただいたところですので、この請願は国に対する意見書提出の部分を選択する一部採択で採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　ありがとうございます。御異議なしと認めます。よつて、請願第1号は全員一致で一部採択すべきものと決しました。

それでは、意見書を提出しなければなりませんので、意見書の案を作成します。

ここでしばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩　午後1時21分

再開　午後1時25分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど審査を行い、内容の一部を採択すべきものとした請願第1号は、国への意見書提出を求めるものでしたが、請願者から提出されておりました案文を基に作成された意見書案が副委員長より提出されております。

お諮りいたします。

本日の議題に意見書案についての件を追加し、審査日程を変更したいと考えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。本件を議題に追加し、審査日程を変更することといたします。

それでは、提出された意見書案について、事務局より朗読をお願いいたします。

事務局。

○議会担当主査（森 敬君） 高齢難聴者の補聴器購入への助成を求める意見書案。

高齢者の難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな要因となっています。また、会話による情報が少なくなることで、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。

日本の難聴率は欧米諸国と大差ありませんが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器の普及が求められています。

障害者手帳を交付されない中等、軽度の難聴者には補聴器購入に対する公的助成がなく、補聴器1台5万円から50万円と高額のため、日常生活に不便を覚えながらも利用が困難となっている状況です。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康長寿の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられます。

よって、国におかれましては、このような実情を十分に認識していただき、高齢者が難聴になっても生活の質を保つことができるよう下記の措置を講じられることを強く要請します。

記。

一つ、高齢難聴者の補聴器購入に公的助成制度を創設すること。

以上です。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございました。

ただいま事務局から読み上げていただきましたけれど、この意見書に対して意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。何か御意見ございませんか。

春口委員。

○委員（春口　茜君）　欧米諸国と比べて使用率が低くと書いてあるところで、欧米諸国は補助もしているんですかね。あと、比べて低いというのがどれぐらいなのかというのがあるといいのかなと。それとも、補助をしていないんだったら消してもいいんじゃないかなと思ったのが1点。

あと、補聴器の1台5万円から50万円というのが、検査が必要、試してみる必要があるって言われたと思うんですけど、何かこの部分がもうちょっと詳しく書かれてたらいいかなというのがもう一つ。

あと、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸医療費の抑制というのが数字であると、よりいいのかなと思います。

最後の「記」のところの高齢者難聴の補聴器購入に公的助成制度を創設することで、高齢者難聴はもう重度は助成されているということですかね。

○委員長（西村和子君）　何が助成されているんですか。

○委員（春口　茜君）　今は中等と軽度の難聴者が助成されていないということですかね。

○委員（古賀新悟君）　重度になると、もう障害手帳が。

○委員（春口　茜君）　なるほどですね。じゃあ、そのままでいいかな。

この3点ぐらいを詳しく書いたほうがよりよいのかなと思いました。

以上です。

○委員長（西村和子君）　今の御意見に対して、御意見はありませんか。

金額のところは最近新しいのがすごく開発されていて、今までにない制度でもっと高額なのがあるのはあるみたいですね。まだ発売されたばかりで、全方向の音をキャッチするとかいうのがあるみたいだけど、そこまで詳しくする……、意見書なので、どうなのかというのがあるんじゃないかなと思いますけど、ほかの方、御意見いかがですか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君）　私は国に対する意見書ですので、この文でいいかと思います。もし付け加えることがあれば、それは具体的に提案されたいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございます。ほかに御意見ありませんか。

今、原案が出されたのと、春口委員からの御意見があつて、原案のままでいいじゃないかというのが吉村委員の御意見ですけど、ほかに。ほかにというか、どうするかをですね。付け加えるのか、この原案のままでいくのかということです。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君）　私もただいまの吉村委員の意見に賛成でございます。意見書でございますので、こういった一般的な表現でいいのではないかと。特に認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制等はなかなか数字あたりは出せないのではないかと思いますので、このままでいいのではという意見に賛成です。

○委員長（西村和子君）　ありがとうございます。そしたら、ほかの方はいかがでしょうか。

○委員（原口政信君）　このままでいいです。

○委員長（西村和子君）　いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　そうしたら、意見はこの程度で打ち切りたいと思います。

これより採決を行います。

高齢難聴者の補聴器購入に公的助成制度を創設することを求める意見書の件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致でこの意見書案のとおり委員会として決しました。

では、この意見書の案を削除し、これで提出することにしたと考えます。これにつきましては副委員長のほうから本会議で報告していただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、提出者については、坂口副委員長、賛成者については、原口委員、古賀委員、荒木委員、吉村委員、春口委員、そして私、西村の7名ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　御異議なしと認めます。以上のとおり決定しました。ありがとうございました。

ここでしばらく休憩いたします。

—————・—————・—————
休憩 午後 1 時33分

再開 午後 1 時36分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務調査、子どもの権利侵害救済についてに入りたいと思います。

部長がお見えですので、御挨拶いただいて、職員の御紹介をお願いしたいと思います。
よろしくお願いします。

○こども部長（嘉村千穂君） お疲れさまです。こども部の嘉村でございます。本日は所管事務調査 1 件について御説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

こども政策課から職員が参っております。自己紹介をいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こども政策課課長、岡嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

○こども政策担当係長（原田典忠君） 同じく、こども政策担当係長、原田と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひします。

それでは、子どもの権利侵害救済について、現状について御説明をお願いいたします。
課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、ただいまサイドブックスのほうに通知した資料に沿って御説明申し上げます。

まず、1、子どもの権利救済委員の活動状況についてです。

子どもの権利救済委員とは、筑紫野市子ども条例第17条の規定に基づき設置された市の附属機関です。現在 2 名に委嘱しており、子どもの権利が侵害されたと申出書を受け付けた事案について調査を行い、必要に応じて勧告を行います。

子どもに関する施策に係る行動計画としては、第 2 期子ども・子育て支援事業計画を位置づけており、本稿と同様の内容を審議会——子ども・子育て会議のことですが、こちらへ諮問しています。

次に、活動状況等についてです。

過去 3 年間の申立て件数は、令和 3 年度 2 件、令和 4 年度ゼロ件、令和 5 年度ゼロ件で

した。

申立ての内容は、これまでの申立ての中から抜粋して紹介させていただきます。学校でのいじめについて、子ども同士の遊びの中のトラブルについて、学校での校則について、行事等に子どもを参加させないことなどでした。

救済委員は2年任期でありまして、現在の任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。2名の方は社会福祉士会から1名、大西良さん、それから弁護士会から1名、高井弘達さんを推薦いただきまして委嘱しております。

次に、2、制度の広報の状況です。

こちらは表を御覧ください。市内小中学校の児童生徒に啓発チラシなどを配布するほか、ポスターを市内公共施設に掲示しております。また、子どもたちに日常的に接する小中学校の教職員や民生委員・児童委員等に対する研修会を行っております。

なお、令和5年度からは新たな取組として、市内16小中学校の全教職員約600名を対象に、教育力向上一斉研修を通じて、子ども条例の趣旨や条文を説明しております。チラシについては、ただいま通知したものになります。

以上でございます。御審議いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 何か御意見とかございせんか。質疑はありませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 右側のプリントを配布されているということですね。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） そうですね。「子どもの役に立つ筑紫野市子ども条例」で、裏が「権利」ってなんだろう？というような冊子がある状況であります。

○委員（春口 茜君） 私も息子が持って帰ってきた経緯があるんですが、多分、親に渡すものと思っていたのか、なかなか子どもが見てないのかなと思うんですね。相談の仕方が電話なんですけど、家に電話がない場合とかも結構あるのかなと思っていて、何かほかに相談しやすい周知の方法とかって、別の方法で何かあるんですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 電話のほかは、ここに紹介しております、こども家庭センターであったりヤングテレフォンにつながることも重要とは考えておりますが、身近な大人、もちろん御家族もですけど、先生だったり養護の先生だったり、そういった方にも相談いただけるようにという形で周知も一緒にさせていただいております。そのために教職員の方々、民生委員、児童委員の方にも研修を行いまして、子どもさんたちからお話

があったら聞いていただいて、つなぐべきだと思ったら、またつないでくださいという形で周知をしているところです。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにはありませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） この啓発チラシは生徒さんたちと一緒に、何ですかね、授業中じゃないですけど、学校でみんなと一緒に共有したりするような時間というのはあるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 学校のほうに配布をお願いしておりまして、渡し方は学校でそれぞれ決めていただいているところであります。例としては、校長先生が集会を基に、まずチラシのことを説明いただいて、その後クラスで配布される場合もありますし、先生たちが各クラスで紹介した後に配布する方法があるようでございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） すいません、先ほど周知の方法を伺ったんですけど、子どもに対する取組とかは何かされていますか。例えば、宗像市とかだったら学習会等をされているようなのですが。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こども政策課で学校を回って学習会を開いているという実績はございませんが、それぞれ人権というテーマで学校が教育のほうの現場で取り組んでいるという話は聞いておりますので、その中に含まれるものと思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにはございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 申立て内容の行事などに子どもを参加させさせないことというのは、子どもを行事に参加させないでほしいという意味合いなんですかね。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 休憩に落としてもよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） じゃあ、しばらく休憩します。

————— ・ —————

休憩 午後 1 時44分

再開 午後 1 時45分

○委員長（西村和子君） じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） すいません、個別の案件ですので、公には回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

ほかにございませんか。

すいません、これ私のほうから出させていただいたんですけど、申立てのところの数がすごく少ないと思うんですね。それで、このチラシは条例のことは書いてあって、全体的にどういう……。自分には一人の人間として権利があるんだということを子どもたちに知らせるもので、困ったらこういう相談がありますよというふうになっていると思うんですけど、権利救済というところに焦点を当てての啓発がもう一つ必要なのかなと思うことが1点ですね。

それと、電話の窓口が市役所になっている。それって、この間ずっと指摘されていることだと思うんですけど、市役所に電話をかけてどうなるんだろうってやっぱ思うと思うんです。救済委員に委員のところにつながるんだったら、そこですぐに話せるんだろうと思うけど、どこどこにつないでくださいって言ったりするのはすごく勇気が要ることで、やっぱり相談につながらない大きな要因になっているんじゃないかなというふうに思うんですけど、それを独立したものにすることが申出をしやすくする大きな要因だと思うんですけど、そこら辺を独立したものにする予定がないのかというのが一つ。

それと、救済そのものに限定した啓発というものに力を入れていく必要があると思うんですけど、そこら辺についてどんな見解をお持ちかお尋ねいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） まず、独立したものにしますが、そもそも申立ての内容に結構学校が絡んでくるところが多い状況があります。やはりこども家庭センターを通じてだったり、学校から相談があつて逆にこちらを紹介されるケースがあるんですが、そういった意味では、学校からはちょっと独立しているというふうにこちらでは捉えてお

ります。

市役所とは言いながらも家庭児童相談室、今はこども家庭センターですが、代表窓口とは違う窓口でさせていただいておりますので、そこで今のところ独自性を保っているというふうに見ております。

啓発そのものにつきましては、確かに今、条例のほうに沿って啓発しておりますので、救済委員そのものではないので、こちらについては少し検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） すいません、独立しているということは、電話番号を独立させるということはできないんですか。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 一番上は確かに市役所代表を書かせていただいているんですけど、やはりここにかけにくいという方がいらっしゃいますので、複数、相談場所を設けて下に記載しているところです。なので、今はこういった形でさせていただいておりますが、それが分かりにくいということであれば、また啓発の内容、チラシの内容は考えていきたいというふうに思います。

○委員長（西村和子君） 私がお尋ねしているのは、権利についての相談が市役所の番号になっているのは、市役所じゃなくて下みたいに別の番号を設けるべきではないかと言っているんですけど。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 今、実際、子どもの権利についての相談は、市役所代表にかかってきたとしても、こども政策課のほうにつながるようになっていきますので、ちょっとそこは市役所代表でかけにくいということであれば、そこを明記してお知らせしていこうかと思います。

○委員長（西村和子君） ちょっと何か通じないかなと思うんですけど、仮に私が当事者だとしたら市役所にかかるって分かるじゃないですか、このままだったら。そうしたら、また聞かなきゃいけない、子どもの権利について相談したいんですけどと言ってつないで、またというのがすごく壁になるんじゃないかと。すぐに子どもの権利についての相談窓口です、どうしましたかというふうにすぐ聞いてくれると話しやすいんだけど、もうどきどきしながらかけていると思うんですね。そういう状況で、やっぱり中学生でも何かすごくどきどきして、別な相談だけど、かけたというのを聞くので、すぐに自分の気持ちを聞い

てくれるということが大事なんじゃないかと思うんです。なので、番号を独立して専任の方が取るという形にして、相談内容をすぐに聞けるように番号を独立すべきではないかというお尋ねでした。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、チラシの下半分にある、例えばこども家庭センター、ヤングテレフォンちくしののように、一つ別に番号を設けるべきではということではよろしかったですかね。

○委員長（西村和子君） そうです。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） それについては、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしく願いいたします。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、ありがとうございました。この件については、これで終了といたします。それでは、どうもありがとうございました。

入替えのため、しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 1 時52分

再開 午後 1 時53分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、介護サービス事業者に対する行政処分についてに進みます。

部長がお見えですので、御挨拶をお願いします。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 午前中に引き続き健康福祉部でございます。よろしくお願いします。

ここからは高齢者支援課のほうから説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 高齢者支援課の谷と申します。どうぞよろしくお願いします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく、高齢者支援課介護保険担当係長をしております荒尾と申します。よろしくお願いします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 高齢者支援課指定指導担当の係長、平嶋です。よろしくお願いします。

○高齢者福祉担当主任（藤田 斉君） 同じく、高齢者支援課高齢者福祉担当主任の藤田です。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） では、報告をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 介護サービス事業者に対する行政処分について、報告させていただきます。

委員会説明資料の10ページになります。

まず、概要でございますが、筑紫野市の事業所につきまして、介護支援専門員の資格を持つ計画作成担当者の勤務実態についての疑義により、当該事業所に対する監査を実施した結果、人員基準違反及び不正請求が認められたため、行政処分を実施したものです。

事業所名はグループホームおもやい、西小田991番地の1、事業種別は認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護です。

運営法人は、医療法人せいわ会でございます。

2番、行政処分の内容につきましては、指定の一部効力停止、新規利用者受入れ停止、介護報酬請求上限7割となります。一部効力停止の期間は令和6年9月1日から令和7年2月28日となります。

行政処分の理由につきましては、令和2年3月1日から令和3年12月31日まで、令和5年10月1日から令和5年12月20日までの期間において、計画作成担当者として届け出た者が勤務せず、人員基準を満たしていない状況にもかかわらず、本来であれば介護報酬を減算請求すべきところを減算請求せずに請求及び受領したことが介護保険法第78条の10、第1項第8号及び第115条の19、第1項第7号に該当したためです。

処分の考え方につきましては、国の処分基準の考え方を参考に処分程度を検討しました。処分程度の決定につきましては、処分基準の考え方により判定すると、一番重い指定取消し相当ではありますが、利用者保護の観点から処分程度の変更が可能であるため、指定の一部効力停止という形で決定させていただきました。

返還請求につきましては、経済上の措置として介護報酬の不正請求相当額に加算金を加えた額を請求しました。あわせて、利用者から徴収した利用者負担金の過払い分については、利用者への返還を求めています。

返還対象期間につきましては、返還対象期間と返済請求額につきましては、令和2年5月から令和3年12月の提供分で2,354万1,213円、令和5年12月提供分で110万3,295円、合計2,464万4,508円となります。

次のページに対応の記録を示しております。

まず、令和5年12月中旬に不正に関する疑義を確認し、4番、令和6年3月18日に1回目の監査（立入検査）を実施しております。その後、令和6年7月2日に2回目の監査を実施しまして、令和6年7月30日に弁明の機会の付与というのを通知しております。そして、令和6年8月16日に行政処分の決定を行い、8月21日に行政処分の通知、公表を行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 11ページの不正に関する疑義を確認というところで、これ内部告発で分かったのかというのが1点。あと、監査のスパンというのはどれぐらいなのか。監査の何かこう、いつするかとかは決まっているのか教えていただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 疑義の確認方法につきましては監査業務に支障を来しますので、また、いろんな方面に影響を与えますので、その件については回答を差し控えさせていただきますと思います。

それと、監査の日にちにつきましては、内部確認を行いながら必要な指導を立ち入らせて聞き取り等を行わせてもらっておりますので、必要になったとき、その都度、入らせていただいております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） 通常監査は、自治運営指導とか2年に1回ぐらいなのかなという

ふうに思いますけど、問題があったときは適宜入られるのかなというところと、あと、この9番と10番の弁明の機会の付与というところと弁明書の提出というところなんですけども、こういったところの内容というのを伺うことは可能ですか。

○委員長（西村和子君）　お願いします。

○指定指導担当係長（平嶋　亮君）　弁明の機会の付与につきましては、行政手続法において規定をされております手続でございます。今回、行政処分の一部効力停止という処分内容におきましては、弁明の機会の付与ということで、事業者のほうから弁明をする機会を設けるということになっております。

今回の内容につきましては、事業者のほうは市の指摘を受け止めて謝罪をされておまして、返還についても応じておられます。弁明の内容については、特に反論するようなものではございませんで、経過の説明が書かれていたものでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君）　原口委員。

○委員（原口政信君）　原口委員です。これも県のほうが行政処分をしてしたことから、もう直接市としては、もうこのことがないようにと祈るばかりなんですけど、ただ、問題は入所者がこの件において、例えば指定取消しとか、そういった場合は入所者の方々に非常に多大なる御迷惑をおかけするんじゃないかなという懸念がちょっとあるんですけど、そこをちょっとお聞きしたいなと思っているんですけど、いかがですかね。

○委員長（西村和子君）　課長。

○高齢者支援課長（谷　昌義君）　事業所に対する指導の中で、行政処分と別に処分を通知するときに、入居者の方への配慮、また、従業員の方への配慮、そういったものについては、最大限行っていただくようにということで口頭での指導をさせていただいております。事業所のほうからも、それについては了承していただいていると思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君）　いいですか。

○委員（原口政信君）　はい。

○委員長（西村和子君）　吉村委員。

○委員（吉村陽一君）　これ、地域密着型サービスのほうになりますかね。管轄は市のほうというところですよ。

これは計画担当者の方が実質、勤務実態がなかったというところだと思うんですけども、

グループホームの人員のところで運営が厳しかったからとか、そういった理由ではなくて、ただ単にその計画作成担当者という方が配置されてなくて、それに対する不正請求だったという形で間違いないですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 事業所の背景としては、そういったこともあろうかと思いますが、直接その原因で配置できなかったというふうには、また、それが適正であるということにも認められませんので、今回の処分になっております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。では、ほかにごいませんか。

なかったら私のほうから、よろしいでしょうか。私のところは地元のせいか、報道された日の夜、地域で会をやったんですけども、早速そこで帰りがけに御意見があって、コロナ前は運営協議会とかという会があるんですか、毎月行われている会議が何かあると聞いているんですけど、そこに職員が必ず来ていたと。出席されて、そして、これはどうですか、あれはどうですか、人員に不足はありませんかというようなことを聞いていたと。しかし、コロナになって、その会議がなかなか集まれなくなって、コロナの後、担当者が代わって、ほとんどそういうコミュニケーションがない形になっていたというふうに言われるんですね。

それで、市がもう少し、本当は何というかな、介護報酬がもう少し潤沢にあればというのがあったのかも分からないけれど、市がもう少し目を配っていればこういうことは起きなかったのではないかという御意見をいただきました。

もう一つは、次の日に、かつてこの施設に勤めていたという方から、その方はやっぱり労働条件がよくなかったということで辞められて、ほかの施設に移られたんですけど、さっき言われましたけど、職員に対する処遇とかをきちんと保つようにという指導をされたということだったんですけど、そこら辺をすごく気にされていて、給与とかボーナスに影響があるんじゃないかと思って心配しているという声をいただいています。

なので、市としても、今後、従業員、入居者、利用者はもちろんですけど、職員の方に対しても配慮というか目を配っていただいて、様子を見ていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほかにありますか。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 先ほどの運営会議につきましては、基本的に行われる運営会議については職員が出席しております。ただし、今回のおもやいの件に関しては、疑義が生じた時点で一旦出席を辞退しております。ですから、今後また開催されるときについては、ほかのところと同じように出席すると。経緯については、以上のとおりです。

先ほど従業員に対してのお話をしましたのは、処分に対して従業員さんたちも動揺があるでしょうと、そういうことについてのお話をさせていただいたということで、処遇等については今回の件でどうこうするという指導はしておりません。

以上です。

○委員長（西村和子君） もし処遇に対して何というか、ちょっと心配なことがあったら、市としては何かできるんですか。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 処遇に対しては、通常の運営指導とか集団指導の中で、処遇がちゃんと国のベースアップ等に基づいてされているかどうか、そういったものについては適時相談に乗っていますし、アドバイスもさせてもらっております。

○委員長（西村和子君） じゃあ、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

引き続き、所管事務報告、令和6年度敬老の日事業についてに進みたいと思います。

執行部から説明をお願いします。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 令和6年度敬老の日事業についてということで、先ほどのページの次のページに資料を御用意しております。

表がございます。事業の内容としましては、敬老会運営費助成事業、敬老会祝金支給、記念品等贈呈という形になっております。

まず、敬老会運営費助成事業につきましては、自治会等が敬老の日事業として敬老会を開く場合について助成をしてもらっているものでございますが、事業の内容としまして、80歳以上の市民1人当たり2,000円を自治会及び高齢者入所施設等に交付をしております。

対象者総数は9,081人、対象自治会数は78自治会、対象高齢者施設は16施設と、6年度の経費見込額としましては1,816万2,000円という形になっております。数字等につきまし

ては、7月31日時点のものとなっております。

続きまして、敬老祝金支給につきましては、敬老祝金を支給することによって高齢者の長寿を祝し、高齢者福祉の向上に寄与するということになっております。

敬老祝金の額等及び対象者につきましては、88歳が3,000円、対象者数が527名、99歳の方が1万円で対象者数が53名、100歳以上の方が2万円で対象者数が100名、合計680名、対象経費としましては411万1,000円となっております。

3番、記念品等贈呈につきましては、新100歳の高齢者に対して国及び県から配布される祝い状及び記念品を市が訪問贈呈することにより、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝するとともに長寿を祝うものでございます。

一つは、国からの贈呈祝い状及び記念品、県からの贈呈祝い状及び記念品、祝い状と贈呈方法は市長または市職員による訪問贈呈を行っており、対象者数は43名となっております。

次のページに、100歳以上の高齢者数についての表をお示しさせていただいております。最高年齢は108歳の方がいらっしゃいます。100歳の方が43名で、100歳以上の方は先ほど申しましたとおり100名ということで、前年度に比べまして12名の方が増えております。

最高齢者数につきましては、女性の方が108歳で俗明院にお住まいの方、男性の方が106歳で東新町にお住まいの方でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑のある方はいらっしゃいますか。ありませんか。

私が議員になった年だから、10年前は100歳以上は42人だった記憶があるんですね。何かすごい勢いで増えているなと思うんですが、感心します。おめでとうございますというふうに。人生100年時代ってやっぱり反映しているなと思っております。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、これで終了したいと思います。

次に、地域の助け合いについてまで行きたいと思います。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 続きまして、地域の助け合いについての説明をさせていただきます。先ほどの資料の次のページをお開きください。

まず、各コミュニティ運営協議会における実施状況というのを各コミュニティごとに表にさせてもらっております。御覧のとおり、令和1年度から今年度に当たるまで、各地域での特徴的な取組、または各年度ごとに手挙げ方式であります。コミュニティ等のほうから重点区域とこちらのほうで関わらせていただいて、やっている事業、こういったものをお示しさせてもらっています。

例えば一番上の筑紫南につきましては、たすけ愛・みなみという助け合い活動が継続して行われてあったり、暮らしのサポート講座、自治会長と民生委員・児童委員合同研修、安心ポット配布など、こういったのが行われておりますが、令和1年度のときにちくなんライフガイドという社会資源情報誌というのを作成をして、市民一般に配布することをされております。

御笠につきましては、みかさまちサロン、サロン情報誌の作成など、あと、災害時等要援護者支援制度を御笠独自で作成されたりという活動がされております。令和2年度に重点区域として、生活応援ガイド、筑紫南と同じような形の情報誌、これを作成されております。

山家につきましては、山家スタイルと言われていますが、隣組による見守りだったり安心ポットの配布ということで、山家独自の地域性に伴った見守り体制をつくられております。その中で、情報共有の場づくりというのに取り組んでおられます。

二日市につきましては、愛の見守り訪問事業、重点事業として高齢者の生活困り事の集約、アンケートの実施、こういったものを行われております。

二日市東につきましては、自治会長と民生委員・児童委員の交流場の実施、安心ポットの配布事業等を行われて、令和4年度に重点区域として二日市東のあんしん届けたい事業といったものを行われております。

山口につきましては、地域包括ケアシステムに係るまとめ冊子、救急医療情報キット、こういったものを配布されており、令和4年度の重点地域のときには、自治会と民生委員、福祉委員の見守り3者会議設置、こういったものを推進されています。

最後に、今現在、筑紫のほうで行われていることにつきましては、重点事業の提案、それをお聞きしたところ買物支援に取り組みたいという申出がございましたので、今現在、筑紫第3自治会をモデル地区として、買物支援の取組に今取り組まれているような状況です。自治会長さん、民生委員さん含めて、今、立ち上げられているところで、市としてもその立ち上げ支援にお手伝いをさせてもらっているところでございます。

これまでの取組については、以上でございます。

次のページに移りまして、課題の把握方法とその支援についてということで、課題の把握につきましては、生活支援コーディネーター等が各コミュニティ運営協議会の福祉部に参加し、課題を把握し、市と課題について共有しながら支援方法を検討しています。

支援方法の内容につきましては、例えば地域での学習会が開催されたり、啓発資料の作成、こういったものの提案がなされたりする場合にアドバイスまたは一緒にお手伝い、そういったものをさせてもらったり、地域の実態調査ということで、先ほどまちづくりのアンケート、こういったものについては内容等の分析、そういったものについてもお手伝いさせてもらっております。

あと、5番目のところに7コミュニティ運営協議会福祉部合同会議というのを年に1回程度は開催させてもらっています。ちょっと近年開催されてないケースもありますが、これについても引き続きやっていきたいと。また、担い手養成セミナー、担い手養成講座、こういったものについてお手伝いさせて、一緒にやっておるところでございます。

その課題につきましては、ここに書いていますとおり地域の助け合いによる生活への立ち上げになかなかつながらないということであったり、背景としましては、コミュニティ運営協議会の担い手、進め方によるなどのノウハウ、こういったものについて、まだなかなかうまくいってないというような傾向にございます。

ただ一方で、介護予防日常生活圏域ニーズ調査というのを行ったところ、住民の有志による地域づくりの参加についてというのは、参加意向ありというのが60.3%ほどありますので、まだまだ潜在としての担い手、こういったものについては発掘の工夫が必要じゃないかなというふうに考えております。

現在、今後の地域の助け合いにつきましては、まず職員体制につきましては、筑紫野市でも生活支援コーディネーターを1名増員しまして、正規職員と一緒にその下の社会福祉協議会の生活支援コーディネーターを1名増員して、今2名と係長で連絡を取り合って地域に入っているところでございます。

取組としましては、各コミュニティ運営協議会を通じて自治会等との地域の助け合いについて協議しながら進めていく。生活支援の取組については、必要に応じて自主運営が軌道に乗るように支援する。住民主体による介護予防、生活サービスの立ち上げ支援、こういったものについて委託をしながら行っているところでございます。

それによりまして、住民一人一人の福祉意識の向上、担い手の発掘、見守り活動の推進、

社会資源情報の発信、生活支援の推進、こういったものを目指したいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

これも私が出させてもらったんですけど、来年度に団塊の世代が後期高齢者に全員がなる年だということで、この年までに地域の助け合いというのを全国的に確立しようというのが国の方針じゃないかと思うんですけど、そういうところで、あと、来年になっているけど、どうなのかなと思って出させていただきました。

各コミュニティの様子を見せていただくと、例えば二日市のところで、高齢者の生活困り事アンケートというのが令和3年度と4年度になされているけれど、この後、これがどんなふうに生かされているのかというのが一つ。それと、二日市東のところで、令和4年度に地域包括ケアシステム検討委員会の発足ってあるんですけど、これはその後どんなふうになっているのかということですね。

それと、右側のページの課題のところですけど、担い手のところについては、ちょっと発掘すれば潜在的にいるよということが分かったんですけど、進め方が分からないというところについては、やっているところにもう少しかう、どうやったらうまくいくんだろうみたいな情報交換ができるようなシステムがつかれないのかなというのが一つ。

最後に、今後の地域の助け合いについてのところの取組の一番下なんですけれど、住民主体による介護予防・生活支援サービス立ち上げ支援事業委託と書いてあるんですけど、委託という意味がよく分からないので、どういうことかというのをお尋ねしたいんですけど。四つお尋ねしました。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） まず、2025年度に向けての取組の進捗状況につきましては、具体的な数字等であらわれるということについては非常に表現が難しいと思いますが、これまでのずっと歴史とか経緯をひもといていくと、まず地域包括支援センターというのが平成18年頃にできております。それまでは地域の取組というのは、あまりうたわれてなかったと思うんですが、それによって介護、そういったものの予防についての取組というのが意識され始めたというふうに感じております。

その後、平成26年ぐらいだと思いますが、地域コミュニティという運営協議会がそれぞ

れ立ち上がりまして、それぞれの住民主体での取組というのが活動するようになってきたと思います。ですから、その頃から比べてみれば、かなり住民の意識、住民の活動、防災の取組、福祉の取組、こういったものは充実してきているというふうに感じているところでございます。

それと二つ目は何だったですかね。

○委員長（西村和子君） 二日市と二日市東のところがどうなっているのかということです。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） この取組については、そのアンケートを基に、次にどういった展開があるかということで、今現在、いろんなところのコミュニティで行われているのは、自治会と民生委員、福祉委員、そういったところの情報共有、取組が進んでいるように感じます。これまでは民生委員の方だけが地域を回っていたところも結構ございますが、区長さんたちも交えて、そういったところで一緒に共有する、そういった取組を展開されていると思います。

具体的な取組については、個々コミュニティで様々だと思いますので、全体的としては、そんな感じじゃないかなというふうに感じております。

委託事業につきましては、令和6年度の筑紫第3のモデル事業の中で、立ち上げについてのお手伝いを今、委託でお願いしようとしているところでございます。生活支援コーディネーターと市の職員で地元に入っておりますが、地元の方々の意識の向上、モチベーションを高めたりするのにワークショップ等をする必要が生じていますので、それについてノウハウのある業事業所に今、委託をするというふうな感じで進めているところでございます。

○委員長（西村和子君） それは何て言うか、そういう専門の事業者というのがあるんですか。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 筑紫第3につきましては、今、買物支援送迎サービス等も検討されておりますので、来年度につきましては自分たちで自主運営する前提で考えておりますが、それまでについては送迎のお手伝いとかもやってもらうつもりでおります。

○委員長（西村和子君） それはモデル的にやるということかなと思うんですけど、ほかのコミュニティにもこういうことができますよみたいな情報発信というのはどんなふうになれるんですか。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今現在の取組を軌道に乗せることができれば、ほかの

ところにも展開、そういったものについては、先ほど西村委員も言われたとおり情報共有しながら、ノウハウを提供しながら、そういった形で幅広く広めていければというふうに考えております。

ただ、そのやり方自体は地域によって特徴がありますので、それと同じようなやり方は多分通用しないと思いますので、オーダーメイドのやり方でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） それと、進め方が分からないというところはどんなふうに対応されているのでしょうか。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 進め方につきましては、市の職員も入ったり、生活支援コーディネーターも定期的に入れるようになっておりますので、地元の方々が困っていることについては、そういった形でどういうふうに進めたらいいかを事前に調整したり悩みを聞いたり、そういったところで一緒にやっているところでございます。

○委員長（西村和子君） ちょっと戻って申し訳ないです。そしたら、筑紫野の生活支援立ち上げ支援事業のところは後で資料をいただいてもいいですか、どういうことをなさっているかという。無理ですか。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） いえ、後でどういう資料が欲しいかを聞き取らせていただければ。

○委員長（西村和子君） この住民主体による介護予防生活支援サービス立ち上げ支援事業を委託しているわけですね、サポートしてもらって。その内容についての資料を頂ければと思うんですけど、よろしいですか。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） はい。

○委員長（西村和子君） お願いします。

ほかにはありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。職員体制が今年度から生活支援コーディネーター、正規職員、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター2名、係長ということで、大きく増員をなさってございます。この中で、主に市と社協の中ですみ分けとか活動分野とか、いわゆるすみ分けをなさってあれば、そこらのお話をお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 市の職員コーディネーターにつきましては、位置づけとしては、第1層コーディネーター、社協のコーディネーターにつきましては第2層コーディネーターという形で、市全体を見る役目と各コミュニティを見ていく役目、そういった形に分けておりますが、今現在、まだ立ち上げたばかりですので、現実的には一緒に行動していることのほうが多いというふうな感じです。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにはございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） そうしたら、ありがとうございました。

それでは、ここで休憩にしたいと思います。ありがとうございました。40分まで休憩したいと思います。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時39分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

地域学校協働活動事業についてに入りたいと思います。

長澤部長より職員の御紹介をお願いいたします。

部長。

○教育部長（長澤龍彦君） これより生涯学習課、地域学校協働活動事業について、所管事務報告をさせていただきます。

生涯学習課の職員が自己紹介いたします。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 生涯学習課長の檜木です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・青少年担当係長（野美山毅士君） 生涯学習課係長の野美山と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、報告をお願いします。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） それでは、所管事務報告といたしまして、地域学校協働活動事業について説明いたします。

資料のほうを御覧ください。

地域学校協働活動事業について、まずは事業の目的ですが、幅広い地域住民や団体等との参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動を推進することを目的としております。

推進員の配置状況についてですが、本市では令和5年度から段階的に地域と学校の橋渡し役として活動する地域学校協働活動推進員、以下推進員といいます。を小中学校に配置しております。令和5年度に4校、阿志岐小学校、筑紫東小学校、筑紫野中学校、筑紫野南中学校、令和6年度にはほか12校に推進員を各校1名から2名配置しております。推進員の一覧につきましては以下の表のとおりで、全部で18名の配置をしております。

続きまして、今年度の取組といたしましては、推進員間の情報交換や研修の場として推進員協議会を定期的で開催し、推進員としての資質の向上を図るとともに、推進員のネットワークづくりを進めます。学校運営協議会に推進員が参画するなど、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進し、学校と地域のさらなる連携・協働による効果的な取組につなげます。地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、学校やコミュニティの関係者等を対象とした研修会を適宜開催いたします。地域学校協働活動の意義や重要性を周知するため、広報紙や市ホームページ等を活用し、普及啓発に努めます。

以上のような取組をしながら地域学校協働活動事業について進めてまいります。

報告については以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいますか。

坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 12校に推進員を各校1名から2名配置しているというところで、2名のところと1名のところの、なぜ2名なのかという理由があれば教えていただきたいと思います。

○委員長（西村和子君） すいません、ちょっと併せて、それで言うと14番の方は一人で二つ掛け持ちなので、そこら辺も併せてお願いしていいですか。

課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） まず、1名と2名の学校の違いについてですが、こちらのほう推進員の委嘱に関しましては、校長先生からの推薦を得てということで進めております。その際に、校長先生の人選に際しまして、お声かけした際に、一人だとちょっと不安なので二人体制でというところで、天拝小学校だったり、二日市中学校だったり、二日

市北小学校だったりはその理由も含めて2名体制で配置されております。

あと、お一人で中学校と小学校を兼任されてある方につきましては、同じ小学校から中学校に上がる校区ということもありまして、この連携が大事だということを推進員の方からおっしゃられて、中学校もぜひ一緒に配置で委嘱を受けたいということをおっしゃられましたので、14番の方についてはお一人で両方の学校を見るという形になっております。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

ちょっと待ってください。そしたら、春口委員からこう行きます。春口委員。

○委員（春口 茜君） 推進員の主な活動内容とかってどこかで見れますか。もし資料がなければ、口頭で御説明いただけたらと思います。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 主な活動内容についてですが、令和6年度に全校区に配置されているということもありまして、今から活動のほうをつくり上げていくというところもございますが、主に学校運営協議会の会議の中に参加するとか、既に学校の中で行われております地域学校協働活動の中のコーディネートをしたり、その状況を見に行くというような取組もされております。

広報の8月号に地域学校協働活動の特集ページを組んでおりまして、その中に、筑紫野中学校の推進員の西村さんという方のインタビューをしております。その中で活動の内容についても触れておりますので、よろしければそちらのほうも御覧いただければと思います。

加えて、推進員としては、推進員協議会という形で、18人、なるべく集まって協議をしたり、検証する場というのを既に2回設けておりまして、9月以降、今月から、それ以外の研修だったり、また今後も推進員協議会に参画するようになっております。

説明は以上です。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○委員（春口 茜君） はい。

○委員長（西村和子君） じゃあ、檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。今の春口委員の質問と関連をいたします。この人たちの、いわゆる上司といいますか、命令とか、こういったことをやってくれとか言わ

れる役はどなたなのか。それと、始まったばかりということでございますので、ほかの市でもこのような取組はやっているということで認識してよろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○生涯学習課長（檜木理恵君） 基本的に推進員の方は、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進という中で、そこを推進する中の役割の一つとして活動されております。一体的推進の中で言われているのは、コミュニティ・スクールの中にあります学校運営協議会の中で協議した内容の中で子どもたちをどのように育てていくかというような目標だったりビジョンを実現するための活動というのが地域学校協働活動となりますので、その活動を推進するための学校と地域の橋渡し役という形で推進員さんを配置しております。なので、基本的な内容については、学校運営協議会の中で話し合われたことに関して活動するというのがまず一つと、それ以外の事業の中で、地域の方と連携して取組を進めたいというような場合については、学校の校長先生だったり、主幹の先生だったり、担任の先生から相談を受けて動くこともあると思いますし、逆に地域のほうから、夏祭りの中学生を派遣してほしいというようなお話があれば、区長さんだったり、コミュニティの方たちと相談しながら、そういった活動をするためのボランティアを集めるといった取組について動かれるような形となっております。

あと、他市についても、同じような形で地域学校協働活動推進員という方はいらっしゃるしまして、それも基本的には地域と学校の橋渡し役としてコーディネートを行うという、基本的な役割については同じとなっております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○委員（檜木孝一君） はい。

○委員長（西村和子君） そしたら、原口委員。

○委員（原口政信君） お疲れさまです。新規事業ということで、議会のほうもこの件に関してはどういうような形で支援をしていったり、あるいは地域の中に一緒に協力をしていったりということをよく考えているんですけど、ちょっと辛口で少し言わせていただいて申し訳ないんですけど、先月、教育大学の森副学長が来られて、2階の大会議室でこの研修会がありましたよね。来られているのは主幹級以上の管理職の先生方、16校、それからコミュニティの役員さん、あと、コミュニティ・スクール、学校運営協議会のメンバーで、相当数の人数は来ていらっしゃるんですけど、全体的な福岡県の状況とか他市の学

校の状況とか、そういうふうな研修。このときに何で私たち議会の文教福祉のほうにも案内が来なかったのかなという気がしています。

やっぱりこういう問題はみんなで考えていかないかんことですから、議会も少なくとも議長を通して、西村委員長経由で文教福祉の人、参加できる方がおられたらどうぞという形で、何でそれができなかったのかなというのが非常に残念でした。たまたま私は学校運営協議会に在籍している関係で案内は来ましたが、ああいう全体の研修で新規事業に取り組むとき、みんなで協力してやっていかないかんときに、副学長来られて、話の内容はいろいろありましたが、そういうことってとっても大事なことはないかなと思いましたので、あえてちょっと辛口で言わせていただきます。

今後まああいう研修会があるときには、全体の、この中身を物すごく幅を広げた研修会だったから、あれ聞いときゃあまりここで質問せんでもいいぐらいの状況。文教福祉という委員会があるんですから、そこあたりも積極的に参加していただいて、皆さん行かれると思いますよ、言ったらですね。だから、そこは今後どういうふうにしていけますか。議会に対しては。

○教育部長（長澤龍彦君） 私のほうから。

○委員長（西村和子君） 部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 今、原口委員から貴重な意見いただきました。地域学校協働活動というのは地域と学校と連携してやっていくという事業の中で、これから議員各位に御指導と御協力いただきながらやっていくということにもつながってまいりますので、これから研修の機会、まだまだございますので、その際には議員各位、文教福祉常任委員会の委員の皆様には御案内等させていただいて、そしてまた、その中でいろいろ、こうやったらいいよ、ああやったらいいよといったところのアドバイスもいただきながらやっていきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員（原口政信君） ありがとうございます。そういう感じでいったほうがよからうと思います。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） それで、この間の冊子、結構何十ページにわたっての他市の状況とか書いてある冊子がありましたので、これ副委員長、資料要求をしていただいて、皆さん方にお配りできたらと思っているんですけど、委員長のほうからそれをお願いいたします。

○委員長（西村和子君）　という御意見をいただきましたので、コピーして、全委員に配付をお願いしてもいいですか。よろしくお願いします。

○委員（原口政信君）　以上です。

○委員長（西村和子君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君）　なかったら、これで終わります。ありがとうございました。

職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩　午後 2 時 53 分

再開　午後 2 時 54 分

○委員長（西村和子君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務報告、教職員の配置状況についてに進みたいと思います。

部長のほうから職員の紹介をお願いいたします。

○教育部長（長澤龍彦君）　所管課が学校教育課に変わりましたので、出席の職員が自己紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（江中　誠君）　お疲れさまです。学校教育課長の江中でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（鶴澤　宏君）　学校教育課学校教育担当係長の鶴澤と申します。よろしくお願いいたします。

○教育指導担当係長（山下　勝君）　学校教育課教育指導担当係長の山下です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君）　それでは、課長のほうから報告をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（江中　誠君）　それでは、所管事務報告、教職員の配置状況につきまして報告させていただきます。

タブレットでは資料の 2 ページ、紙では資料の 1 ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君）　いいですか、皆さん。はい、お願いします。

○学校教育課長（江中　誠君）　教職員の配置状況につきましては、そちらのほうに筑紫

地区各市の教職員の欠員数、令和5年4月1日現在と令和6年4月1日現在の人数を載せております。

筑紫野市につきましては、令和5年4月1日は23人の欠員がございましたが、令和6年4月1日は13人の欠員ということで、前年比でいきますと10人減少ということで、多少改善は図られているものでございます。

ちなみに、教職員の令和6年の定数につきましては、筑紫野市の下に書いておりますが、603人が定数となっております。

こちら10人の欠員の内訳でございますが、米印のところに載っております。まず、定数欠です。実際定数としてはあるのに配置されていないという方が5人。あとは育児休業の代替不補充が5人、あと病気代替の不補充が3人という内容でございました。

令和6年9月1日現在、今現在の状況ですが、定数欠につきましては2人ということで、3人解消をされておるところでございます。あと、産休・育休代替の不補充が今現在6人、病休代替の不補充が4人ということで、現在12名の欠員が生じている状況となっております。

市としましては、8月に教育長、教育部長とともに教育事務所に伺いまして、教員不足解消の要望書を提出させていただいて、改善を図るようお願いしておるところです。また、市独自の人材登録ホームを開設して、また、市の広報紙にも掲載をしまして募集を行っておりまして、欠員の解消に現在も努めておるところでございます。

報告は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方いらっしゃいますか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 県からの配置だと思うので難しいところはあるんでしょうけれども、育休とかって今取っていきましようという流れになっているので、必ずあるものかなと思うんですけど、市独自で募集するとか、あとは教科担任制とかは考えられたりされないのか、お伺いします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 教員というのは福岡県が採用するものになりますので、どうしても育休の代替職員も、教科担任制を行うにしても、福岡県のほうが配置するものとなっておりますので、引き続ききちっと補充をしていただくというところを県のほうに要望していくことになるのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員。

○委員（春口 茜君） 昨年言っていたので、ちょっと課長が替わられているのであれなんですけど、A L Tの代わりの日本人の英語教師 J T Eのお話をさせていただいて、そういう別の視点でやっと市が雇うという形もとれるかなと思うんですけど、そこら辺とかはどのように考えていますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） どうしても教員のパイの問題がありますので、市で雇う、県で雇うとしても、教員免許をお持ちの方に対して配置というのをさせていただく形になるので、うちで教員免許をお持ちの方、今、人材登録ホームというので教員免許をお持ちの方を登録してもらったら、意向を聞いて、学校に行く意向があれば、うちのほうは今のところ県のほうにそれを伝えて、県でそれを雇っていただくという方針をとっておりますので、市で雇うという形になるんですかね。

○委員（春口 茜君） A L Tはたしか教員免許要らないですよ。日本人の方が入られて英語を教えるという、J T Eというんですけど、そういう制度を検討しますということだったので、どのように進んでいるかなと思って。分からなかったら。

○委員長（西村和子君） 休憩しますか。

○学校教育課長（江中 誠君） はい。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 3 時02分

再開 午後 3 時03分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 春口委員の質問に対してですけど、今のところ、学校からの要望というのはない状況ではございますが、引き続きまた学校確認しながら、その分については検討させていただければと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 春口委員、いいですか。

○委員（春口 茜君） 学校からの要望がないということは、J T Eを補充してくださいとかA L Tを補充してくださいという要望がないということですかね。教員不足なので早く配置してくれというのは別でということですよ。

お伝えしたいのは、教員は県からの配置になるからうちではできないから、できる方向で予算をつけて、先生の負担を減らすことで子どもたちの教育にもつながるんじゃないかということをお伺いしているんですけども、今後、学校のほうから言われてないからじゃなくて、市で考えられることがあるんじゃないかなと思ってお伺いしているんですけど、今後どういう方針でされるのかなと思うので、お伺いしてよろしいですか。配置されるのを意見書なり何なり出して待つのか、それとも、多分先生たちは大変というふうにおっしゃっているの、何かしらの策を考えていくのか。

○学校教育課長（江中 誠君） 休憩をよろしいですか。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時05分

再開 午後 3 時07分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 教員につきましては教職員免許を持った方というところで、県のほうが配置するということになります。市のほうとしましては、ちょっと定数欠が発生している状況がありますので、学習支援員とか、あとは教員の業務の支援員を配置しましてサポート、定数が欠になっているところにつきましては大変な業務のところを少しでもサポートできるように、その部分で市のほうとしてサポートしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○学校教育課長（江中 誠君） 違いますか。

○委員長（西村和子君） 多分、私はそういう答弁しかできない、できないというか、そういう答弁だろうなというふうには思うんですけど。だから、J T Eで何をどうしようとしているのかが一つわからない。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時08分

再開 午後 3 時13分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 先ほども県に補充の要請をされておられるという回答をいただきました。もう欠員の状態が慢性化して、とりわけ筑紫野市というのはそれが目立っているんですけども、まず県に対して補充の要請は、どのような要請をされておられるのかというのを一つまずお聞きします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 県の教育長宛てということで要望書を出させていただきまして、現在、定数欠とか欠員が生じている状況なので、早期にその解消を図っていただきたいという要望をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） これ、単に欠員だから補充というだけのことでなくて、働き方改革にもつながりますし、また、坂口委員も言っていましたけども、子どもの教育上どれだけ責任を持てるのかということもあるんです。なので、欠員を早期に補充というだけではなくて、やっぱり働く側の働きやすさとか、子どもたちに見合った人員をきちっと、早期ではなくて今すぐというふうに言わんと、県はずるっと長引かせるので、そこは物すごく、これ、働く人にとっても子どもたちにとっても最悪の事態だろうというふうに思っているんで、そこはもう本当に真剣に、どの自治体も真剣に言っているんでしょうけども、もっと真剣に切実に言っていただかないと解消しないのかなというふうに思いますので、通り一遍のお願いじゃなくて、これだけ大変なんだということを切実に言っていただきたいなと思いますけど。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） うちのほうもきちっと要望させていただいておりますが、

県のほうも大きな問題として捉えているのは捉えております。ただ、これは全国的な問題なんですけど、どうしても今、教員のイメージが悪いというところで、教員の採用試験を受ける方も少ないという現状がありますので、どうしても確保が難しいというところがあります。それが根本的な理由の一つなのかなと思いますので、教員の働き方改革、県も進めていますし、市も進めておりますので、それを進めることで教職員を受けたいと思う方を増やしていくことが必要なかなと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） これ、昔はいっぱい福岡県の採用試験を受けて、大体落ちた人が講師登録を6教育事務所に全部していたんですよ。山ほどいたんですよ。どの人を今年度定数欠が出たら迷うぐらい、そういう時代がずっと続いてきて、今、福岡県は、北九州市と福岡市以外が福岡県なんですけど、そこがやっぱり全部福岡市にとられてしまっている現状がありますね。採用試験を福岡県教職員を受けなくて、福岡市のほうが待遇がいいもんだから、ほとんど福岡市にとられているという現状は確かにあります。だから、福岡市は定数欠はあまりないとですよ。講師に落ちた人は教育事務所に講師手続していきまので、全て登録されているからですね。それが福岡教育事務所ももう底をついているという話を聞きました、確かに。

だから、急遽、いろんな事情で教員が一時的に辞められても代替がないという現状というのはその辺から来ているのかなと。いわゆる福岡県の採用試験を受けるという方が少なくなったというのは先ほど言われたとおり、もう学校の大変さが分かってきて、これも社会全体の問題として捉えていかないと、なかなか難しい問題になってきているなど。

ただ、登録してない先生でも今オーケーになっているはずなんですよ。教員免許を持っておけばですね。そこまでしよるけど、もう間に合わない。年寄りの先生は今の子どもと保護者についていけないから無理ですっていう人がほとんどだったからですね。

そういう社会的な問題を含んで、教育事務所も玉がなくなったり、6教育事務所全部そうらしいけんですね。だから、そこら辺はやっぱりもう根本的に変えて、先生の採用試験を受けたいという希望を持たせていかんと、やっぱり難しくなってきたなど。要は、出しくても、県教委も出せないという現状が今あるというのはもうよく聞いています。

だから、もうちょっと筑紫野市レベルで教職員を発掘していくしかないねといってですね。地元の。それでもなかなか難しくなってるからですね。だと思えますけど、これ

はもう独り言です。大丈夫です。

○委員長（西村和子君） さっき課長も言われたように、全国的な問題で、やっぱりブラックだと言われたりとか、本当に過重な働き方で、子どもとの関係が交流の時間がとれないということが問題になって、それは本当に全国的な問題になっているので、そこから改善しないと、なかなか希望してくださる方が増えないんじゃないかなというふうに思うんですね。退職した方が1回学級崩壊で頼まれて行ったけれど、あんなに大変なのにこの報酬じゃとてもやってられないといって、3か月ぐらいで辞められたりしたのも見てきましたので、本当に御苦労は分かると思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

ということで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

それでは引き続きまして、所管事務報告、部活動の地域移行について御報告をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、タブレット次のページをお開きください。

部活動の地域移行についてでございます。

こちらにつきましては、平成8年度の4月から、一部の部活動で運用開始できるよう、現在取組を進めております。本年度は、各種アンケート調査や協議会での方針検討を予定しているところです。

下のスケジュール案を御覧ください。現在、方針検討ということで、先行事例の調査や、あとニーズ調査として教員へのアンケート、こちらは昨年も実施をしております。あと、生徒、保護者のアンケートは今月実施する予定にしております。

それを受けての課題把握等も行いまして、10月以降、今後になりますけど、協議会を設置しまして、協議会で方針の検討を行う予定としております。協議会につきましては、10月から3月にかけて実施しまして、今年度中には市の方針の決定をしたいと考えておるところでございます。

来年度につきましては、協議会で決定しました方針に基づきまして、指導者の確保をどうするのかとか、運営団体をどうするのか、あとは施設利用のルールとか、各種ルールをどうするのかという環境整備、以上のような、実施に向けた整備を進めさせていただいて、令和8年度から学校での部活動の地域移行を運用開始していきたいと考えておるところで

ございます。

現在の状況は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方いらっしゃいませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 今分かる範囲で大丈夫なんです、委託する先の委託料みたいなのとかって、今分かる範囲で大丈夫です。あれば教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 委託にするのかどうかも合わせて、今から審議会の中で検討していく形になるのかなと思いますが、もちろん地域の方には、謝金、講師の報酬とかも出てくると思いますが、そちらにつきましては、筑紫地区も今現在同じように進めておりますので、大体同じような金額になるように進めたりしなければならないのかなと思っておりますが、それも併せて協議会のほうで検討させていただこうと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかに。古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 私あまりイメージできてないんですけども、部活そのものは教育の一環だろうというふうに思っているんです。しかし、例えば野球とか人気のスポーツクラブだとか、文化部でもいいんですけども、今、英才というか、プロ集団を鍛えるみたいな要素も見え隠れしているんですけども、私はあんまりよくないと思っているんです、実は。地域移行、企業や大学等との連携とか、指導者研修とか、養成みたいなのをイメージしてしまうんですが、その辺り物すごく危惧するんですけども、そこはどう考えられますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 国、県で考えているところにつきましては、今のところ、休日のみを部活の地域移行、現在はですね、まず休日から地域移行していこうというところで考えておられまして、今現在、筑紫野市、部活動は特に崩壊とかしておりませんので、部活動の形を残しつつ、休日だけは先生の手から離れて、地域の指導員の方にはお願いするとか。学校の先生が負担に思っているところもありますので、休日だけを地域に移行するということからまず始めるということが国、県の方針でございますので、それに基づいた形で協議会で検討させていただこうかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 一部の部活動と書いてあるんですけど、部活動っていろいろあると思うんですけど、今考えられてある部活というのは具体的に何項目というか、どのぐらいあるのかなというのが一つと、二つ目が、関係団体の巻き込みとここに書いてあるんですけど、この関係団体以外の人たちは、巻き込みというか、それ以外の人たちの周知というのは何かされるのかなと。以外の人たちというのは令和7年4月の地域人材の掘り起こしという部分に当てはまるのかなという、その確認なんですけど。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そちらの周知の方法とかにつきましても、すいません、協議会で検討させていただく内容も含んでいるのかなと思っております。何の部活動からかというところは、今現在、大野城が先行して実施しておりますが、大野城は全部活動されておりますので、それがうちの状況に合っているのかも含めて、全部活動にするのか、一部の部活動から始めるのかも含めての検討をさせていただこうと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

私のほうからよろしいでしょうか。企業や大学等との連携というふうに書いてあるところは、今のやり取りの状況だとこれからなのかなというふうに思うんですけど、報道なんかを見ていると、幾つかの学校がまとまってやるとか、それがあるところまで行かないといけないから、交通機関というのが問題なのかなと思うけど、様々な取組方があるんだなというふうに思っているんですけど、そこら辺の研究というのはどのように進められているのでしょうか。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 先行事例の中で、そういう合わさって実施している市町村もありますし、今の各学校の部活動で維持しながら進めているという市町村もございますので、そこら辺、いろんな市町村を調査研究しながら、うちとしてどれが一番ベストなのかというところを協議会のほうで検討させていただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 終わってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ありがとうございました。

それでは、所管事務報告、ＩＣＴ教育の推進状況についてに進みたいと思います。

報告をお願いします。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） タブレットの次のページをお開きください。

ＩＣＴ教育の進捗状況についてです。

４点ございます。

まず１点目、校内通信ネットワークの改善ということで、無線アクセスポイントの増設です。こちら、各校に整備されている無線アクセスポイントを増設、移設を行いまして、ネットワーク環境の改善強化を行うものです。これによりまして、学校内どこからでも無線環境にてネットワークに接続することができるようになります。

下のスケジュール表を見てください。こちら、７月、８月の夏休み期間中に１６校全て工事が終わります。今現在は新環境になった運用を行っておるところでございます。

次、２点目、ＩＣＴ支援員の派遣です。ＩＣＴ活用教育をさらに推進するため、専門的な指導・助言を行うためのＩＣＴ支援員を各校に派遣するもので、各校月３回程度派遣するという形になっております。主な業務としましては、授業におけるＩＣＴ支援、校務支援、職員研修の実施、ＩＣＴ機器の管理、不具合時の対応などを行っていただいているところでございます。

こちらのスケジュールも見ていただきたいんですが、こちらにつきましては、６月に各学校と委託会社のほうで打合せを行いまして、既に７月から支援員の派遣は始まっておりまして、７、８、９月と、学校に派遣をしておる状況にあります。

続いて３番目、指導用デジタル教科書・指導書の導入です。小学校においてデジタル版の指導書に加えまして、授業に役立つツールや映像教材、シミュレーション映像などのデジタルコンテンツがセットになった指導者用デジタル教科書を全教科で導入するものでございます。ちなみに、中学校は来年度導入予定としております。

こちらスケジュールにつきましては、4月、デジタル指導書及びデジタル教科書の導入は済んでおるところでございます。

続いて4番目、校務支援システム導入、教職員用端末の再整備ということで、教員の負担軽減を図るため、校務を統合的に管理、電子化する統合型校務支援システムを令和7年度から運用開始を行う予定にしておりますので、それに合わせて、利便性やセキュリティ向上を目的としたネットワーク環境の構築と教員用の端末の入替えを行うものでございます。

こちらスケジュールを見ていただきたいのですが、今現在、業者とうちのほうでネットワーク環境構築の打合せを行いながら構築を行っているところで、教師用端末の入替えは年末に行いまして、4月から校務支援システムの本格稼働を行いますので、1月から仮運用できるように現在進めているところでございます。

以上4点、他市より遅れておりまして、学校からも非常に要望が高かったICT環境整備につきまして、現在のところ、順調に進めているという状況でございます。

説明は以上になります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方いらっしゃいませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 2番のICT支援員の派遣についてお尋ねをいたします。委託事業者がどこになったのか。確か企業でしたよね。ちょっと教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） こちらプロポーザルで決定しておりまして、株式会社ベネッセコーポレーションになっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） それは地場の企業ですか。もうプロポーザルですから、それは約束されているということですね。失礼しました。

先ほど課長さんが筑紫野市のICT教育が非常に遅れておるけれども、少しずつ進んでおるというふうにお話がありましたけども、完全に追いついたということですか。それとも、もうちょっとやっていかないかんような部分が狙いとしてあれば、お話をお願いいたします。山下係長でもいいばってん。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 基本、今言っているところがちょっと遅れている部分で、教職員のほうから非常に要望が高かった部分ですので、これを行うことで、他市によってはもっとすごい進んでいるところ、うちよりも遅れているところもありますけど、大体他市に追いつくのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございますか。

私のほうからお尋ねしたいんですけど、3番目の指導者用デジタル教科書のところですけど、中学校が来年度からというふうになっているんですけど、せっかくなら卒業する年代の子どもたちを先にやって、小学校の……。私のイメージでは思うんですけど、その理由は何だったのかということと、4番の校務支援システムのところのスケジュールですけど、仮稼働期間が丸2か月ぐらいあると思うんですけど、そんなに期間が必要なものなのかなと。もっと早くに本稼働して、できれば学年末のところの校務がスムーズに進んで、仕事がコンパクトになるんじゃないかなというイメージがあるんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず1点目のデジタル教科書、なぜ小学校が今年で、来年が中学校なのかということなんですけど、教科書が4年ごとに変わりますので、今年度は小学校の教科書の変更がっておりますので、小学校の分をしておるということです。来年、中学校の教科書が変わりますので、それに合わせて、来年、中学校のデジタル教科書を導入するということでございます。

あと2点目、校務支援システムの仮稼働の期間というところなんですけど、筑紫地区共同で、4月から本格稼働というところを進めておりますので、それに合わせて仮稼働期間を設定しておるところです。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なかったら、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

最後です。特別支援教育の状況について報告をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） タブレット次のページを御覧ください。

特別支援教育の状況についてです。

まず1番目、特別支援学級の在籍児童生徒数及び学級数です。小学校の児童数、学級数、中学校の生徒数、学級数、令和3年度から令和6年度までの数を記載しておりますが、見ていただいて分かるとおり、数、学級数とも年々増加傾向にある形になっております。ちなみに、特別支援学級の設置学級としましては、その下には書いておりますが、知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、弱視学級、難聴学級、病弱・身体虚弱学級がございます。

続いて2点目、特別支援教育支援員等の配置状況ということで、すいません、こちらの単位が教室となっておりますが、人の間違いになっております。修正をお願いします。これらの特別支援学級の支援のために特別支援教育支援員や特別支援教育講師、あと看護師等、そちらの記載のとおり配置しておりまして、特に特別支援教育支援員につきましては、令和5年度から令和6年度にかけて大幅に増員して対応を行っておる状況でございます。

続きまして、3点目、通常学級に在籍しながら一部特別な指導を必要とする児童生徒に対応する通級指導教室の設置状況ですが、こちらも小中学校、令和3年度からの状況を記載しております。年々増加傾向にありまして、設置学校、小学校は現在のところ10校、中学校は3校設置しておるところでございます。

このように特別支援教育、今後も状況に応じて支援体制の充実に努めていきたいと思っているところでございます。

説明は以上になります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

原口委員。

○委員（原口政信君） これは私のほうから出しとったもので、そしたら教育委員会のほうは報告でさせてくださいということなものですから。

この制度は文科省の制度で、一番上の枠囲みの中にある令和6年度、これは77クラスでいいですかね。

○学校教育課長（江中 誠君） はい、77クラスです。

○委員（原口政信君） それと、中学校は28クラスということは、105クラスがこの支援のために教室を使っているということですよね。この場合、文科省の

基準になっているのは、1クラスにつき教員を1名、県教委から派遣してもらえるということがあると思いますけど、これは全部、この105クラスとも教員派遣はできていますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） こちらにつきましては、全学級に、令和6年4月1日現在、教員1人ずつ配置している状況でございます。

以上でございます。

○委員（原口政信君） ということは、きちっとした備えをもって、学校で学んでいる子どもたちにきちっとした学習指導とか、あるいは障がいに対するケアも含めて、きちっとできてるということでいいんですね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね、特別支援学級に教員1人配置しておりますので、学習指導要領に基づいてきちっとした支援をしておる状況でございます。

以上でございます。

○委員（原口政信君） さっき、今後さらに増えていくというふうに言ってらっしゃいましたが、増えていくという根拠は、何をもって増えていくと言われているのか、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 増えていっている根拠というのが、明確な根拠というのは分からないんですけど、一つは、乳幼児から早期発見、早期療育という浸透があって、保護者の特別支援に関する理解とか関心が高まっていて、特別支援学級の入級につながりやすいというところが一つあるかと思います。

あともう一つが、障がい種別の中で、発達障がいの児童生徒を対象にした自閉症・情緒障害学級の入級者数が現在多く増えているところでございますが、近隣の福岡市がこの学級の設置率が低いということで、筑紫地区は全学校に設置しているんですけど、ちょっと福岡市のほうが大体2割の学校にしか設置していないので、福岡市については設置していない学校の方でこちらに入りたいという場合は、区域外で通学しなければならないという状況がありますので、そういうところで、もしかしたら近隣の市町村に流れている状況も少なからずあるのかなというところも要因の一つとしては考えられます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 福岡市は別に学校を1か所、そういった障がいを持った人たちの学校を設立しているからということで、学校にこういったクラスを持たないということだろうけども、それが少なく、地域の学校の中に行かれないからということで、近隣の糟屋郡とか筑紫地区とか糸島とか、この辺の福岡県のほうにわざわざそのために引っ越してこられているという方が多いというふうにも聞いておりますけど、そうすると、ますます、今でも105クラスでしょう。ということは、今度二日市小学校と二日市東小学校を増築して、児童数が単純に多いからということだけではなくて、こういった教室もやっぱりきっちと対応していかなければいけないということを考えると、もっと厳しくなるんじゃないかなということが予想されるんですけど、その辺はどんなふうにお考えですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） もちろん今後も増えていくことは予想されますので、現在も推計はしておりますから、そういう推計に合わせて教室数が少なくなる見込みのところにつきましては、きちっとした対応をしていかなければならないのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 福岡市の都市圏の周りの福岡県のほうが非常に厳しい状況、糟屋郡は学校の半数ぐらいがそういったクラスと分けているということもちょっと聞いて、かなり厳しくなってきます。とはいえ、やっぱり障がいを持つお子さんを持っていられっような保護者にとっては非常に切実な問題で、やっぱりどうかしたいという気持ちが非常に強いから、併せてやっていかなければいけないのはもう間違いないんですけど、これは行政上で児童養護施設辺りを本来はどこかつくってあげて、そういった専門的に見てくださるところも本来は必要になってくるのかなという気がしていますけど、児童養護施設とか、そういったところはほとんど満杯というふうに聞いておりますので、たまにリハビリで行かれたりとか、そういったことはよく聞きますけど、これはもう今後しっかりと考えていかなければならない協議会の問題じゃないかなというふうに思っていますので、今後とも、いろいろ情報があつたら、文教福祉委員会のほうに報告をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。今のは質問。

○委員（原口政信君） 質問じゃないです。

○委員長（西村和子君） 意見ですか。

○委員（原口政信君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） せっかくでございますので、まず、特別支援教育支援員が5年度から6年度、大きく人員が増えております。本当にうれしいことだというふうに思います。たしか施政方針にも載ったんですね。ありがたいことだと思います。

それで、元に戻りまして、小学校で77クラス、中学校で28クラスありますけども、先生方の、教員の方の研修体制がどうなってるかというのをちょっと教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 特学の先生方の研修につきましては、まず県主催の研修というのが、新任の方への研修とか一般の方の研修、あとは特別支援コーディネーターの研修を県が主催しております。また、市主催の研修としましても、特別支援の研修を夏に行っておりまして、あと、新任の特学担任の研修も2回、特学授業の研修会も実施しているところでございます。

以上でございます。

○委員（檜木孝一君） 以上です。

○委員長（西村和子君） そしたら私のほうからも質問させていただきたいんですけど、3の通級指導教室なんですけれど、まず、設置されてない学校があって、設置されてない学校の子どもさんは保護者が送迎しなければいけないようになっているというふうに聞いていましたが、そこがまだそのままかというのと、設置されてない学校がどこかということ。それと、地域で話を聞くと、この通級学級に行くようになって、指導が行き届かなくて、どうも学力がかえって遅滞している子がいるというふうに聞くんですね。なので、通級指導教室の指導というのが具体的にどんなふうに行われているかについて説明をお願いしたいと思います。

○学校教育課長（江中 誠君） ちょっと休憩よろしいですか。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時49分

再開 午後3時49分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） まず2点目の設置してない学校になりますが、設置してないところが原田小学校と筑紫野中学校と筑紫野南中学校になります。そちらの方につきましては、1点目の質問にあったように、現在もほかのところに通われているという状況でございます。

○委員長（西村和子君） 送迎は保護者がする。

○学校教育課長（江中 誠君） はい、そうですね。

あと、通級指導教室につきましては、個別に一对一の指導で本人が苦手とする分野、特に話すこと聞くこととか読むこと、書くことなど、保護者の方とかとも合意形成を図りながら、ちょっと授業についていけないところにつきまして、通級教室のほうでその部分に応じたトレーニングを行っているというところなんです。

授業についていけないという部分がありますのでトレーニングをしているところがございますから、今後こういうところでトレーニングをしながら、普通教室できちっと対応できるように進めていけたらなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ということは、例えば算数とか数学とか、限られた科目を通級学級に行くという感じなのかということと、やっぱり送迎しなければいけないから行けないという方が依然いらっしゃるんで、やっぱり教育の保障という意味では、義務教育だから送迎というのは教育委員会が保障すべきじゃないかなというふうに思うんですけど、そこは検討の余地がないのかというのをお尋ねします。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時52分

再開 午後3時53分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 通級指導教室については、個別の学科を勉強するという

よりは、先ほども申しましたが、聞くとか話すとか、そういうトレーニングを中心に行っているところでございます。

それで、送迎という部分になりますが、ちょっとそちらにつきましては、現在、保護者の方に行っていておりますが、今後も、大変申し訳ないですが保護者の方に送迎していただきたいのですが、来年度に向けては全小中学校、現在設置に向けて進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

では、ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

_____・_____・_____

休憩 午後 3 時54分

再開 午後 3 時56分

_____・_____・_____

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行政視察の実施についてに進みます。

事務局のほうからお願いします。

ちょっと休憩します。

_____・_____・_____

休憩 午後 3 時56分

再開 午後 3 時56分

_____・_____・_____

○委員長（西村和子君） 会議を再開します。

次に、文教福祉常任委員会の行政視察の実施の件を議題といたします。

委員会では、所管事務に係る調査研究のため、閉会中に委員会の行政視察を実施したいと考えております。

視察地と目的は、1、滋賀県東近江市、地域包括ケアシステムの取組について、2、大

阪府大阪狭山市、重層的支援体制整備について、3、大阪府大東市、大東市版ネウボラの寄り添い型支援について。視察日は、令和6年10月16日から18日金曜までの3日間で、視察者は、委員7名、随員として執行部1名、事務局1名の計9名。視察に伴う経費は予算の範囲内。

以上の内容で議長へ委員派遣承認要求を行うこととし、その他委員派遣に伴う諸手続については、正副委員長に御一任願いたいと考えます。

なお、相手先の都合等により、日程、視察先を変更する必要がある場合の手続についても正副委員長に御一任願いたいと考えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本委員会は閉会中に行政視察を実施することに決定いたしました。

なお、委員会が終わり次第、行政視察について、引き続き協議を行いたいと考えます。

これで本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。御協力ありがとうございました。

_____・_____・_____

閉会 午後3時58分